

平成15年第2回瑞穂市議会定例会会議録(第3号)

平成15年9月19日(金)午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	桜木 ゆう子	2番	新井 正信
3番	岡田 均	4番	吉村 武弘
5番	太田 定敏	6番	日高 清
7番	小川 勝範	8番	小寺 徹
9番	藤橋 禮治	10番	山本 訓男
11番	広瀬 捨男	12番	清水 貞夫
13番	加藤 茂晃	14番	星川 睦枝
15番	棚瀬 悦宏	16番	武藤 善照
17番	日比野 昇	18番	土屋 勝義
19番	澤井 幸一	20番	辻 文雄
21番	松野 義和	22番	馬淵 金雄
23番	西岡 一成	24番	松野 周一
25番	西岡 妙子	26番	佐藤 多喜夫
27番	広瀬 正雄	29番	児玉 春一
30番	進藤 末次	31番	松野 武則
32番	吉本 幸一		

本日の会議に欠席した議員(なし)

欠員(28番)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野 幸信	助役	福野 寿英
収入役	河合 和義	教育長 職務代理者	福野 正

市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
水道部長	松野光彦	調整監	今村章二

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会議務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は31名でございます。定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 一般質問

議長（吉本幸一君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

3 番 岡田 均君、発言を許します。

3 番（岡田 均君） 3 番 岡田です。

国民健康保険被保険者証について質問をさせていただきます。

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第12号）が公布され、平成13年 4 月 1 日から被保険者等の利便性の向上等を図るため、原則として 1 人 1 枚のカード様式に改正されていますが、ただし、被保険者証の更新時期、保険者の財政状況を考慮し、当分の間、現行様式との併存を認められているため、現在では、被保険者証は世帯ごとに 1 枚交付されています。出かけていて病気になったとき、旅行等にでかけるときでも、大変不便を来しているところであります。

1 人 1 枚のカード様式にすれば、こうした不便さは解消され、大変便利になると思います。逆に、被保険者証の更新ごとに経費もかかり、回収率、国保税の徴収率も悪くなると思いますが、その点を考慮しがてら、利便性のよい 1 人 1 枚カード様式の保険者証に変更する考えはあるのか、市民部長にお伺いします。よろしく願いします。

議長（吉本幸一君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 岡田議員さんの、国民健康保険証のカード化についてお答えをいたします。

政府管掌健康保険におきましては、平成15年の10月より、順次被保険者証をカード化することになっております。

国民健康保険被保険者証につきましては、現在、岐阜県下において、一人ひとり交付するカード化を実施している自治体は、現在のところございません。しかし、他県におきましては、既に実施している自治体もあり、今後は、県の指導のもとにカード化を考えていきたいと思っております。

カード化を実施する場合の問題点といたしましては、4 点ほどございます。

まず第 1 点でございますが、カードを一人ひとりに交付するため、更新時の回収率が非常に

悪くなると。また、2点目といたしましては、資格喪失後の医療機関受診により国保への過誤請求が多くなり、医療費の高騰等が危惧されるところでございます。3点目といたしましては、短期交付者についても一人ひとり交付するために、1ヵ月から6ヵ月ごとにカードを更新するということになりますので、非常に手間等もかかるというようなこと。また、4点目といたしましては、カードは小さいため紛失する、また高齢者にとりまして文字が小さいため読みづらいというような問題点もございます。

いずれにしても、被保険者証につきましては、今後、カード化に向かいつつありますので、県下の市町村の動向等を踏まえながら、また県の指導等も仰ぎながら検討していきたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いしながら、答弁とさせていただきます。

議長（吉本幸一君） 続きまして、4番 吉村武弘君の発言を許します。

4番（吉村武弘君） 4番 吉村でございます。

本日は、2点について質問させていただきます。

まず最初に、安全・安心して暮らせるまちづくりについて質問をさせていただきます。

穂積小校区においては、北方町警察署直通の防犯ビデオシステムが4基ほど設置されておりますが、他の地区からも設置の要望が出されています。国は、世界一安全なまちづくりとして、年内をめどに、全閣僚が参加する犯罪に強い社会の実現のための行動計画の策定を決めたようです。国家公安委員長は、「警察が努力するのは当然だが、社会のあり方、家庭のきずなの問題も含めて総合的な取り組みが大事だ。一種の国民運動にしていきたい」と述べられています。児童・生徒の通学路の問題だけではなく、ひったくり等もございます。空き巣もあります。地域一般住民の安全対策として、地域の理解が得られるような安全システムを考えてはいかがでしょうか。穂積小校区設置システムが無理であれば、例えば鉄柱に回転赤色灯とブザーをつけ、非常時にボタンを押せば赤色灯が回転し、ブザーが鳴り、異変を地域住民に知らせるようなものを全市に設置はできないでしょうか。費用対効果については、非常に難しいものがあると思いますが、安心して暮らせるまちづくりとして、行政、地域とともに考え、予算化していただけないでしょうか。単年度で無理であれば、二、三年計画として、順次設置はできないでしょうか。

次に2点目として、まちの美観、景観について質問させていただきます。

都市整備部、現在では施設管理公社がやっておりますが、立て看板、電柱のビラ等の撤去を現在非常にまめにやっていただいておりますので、他の市町村と比べて町の中が非常にきれいだと思います。ただ、一つ気になることは、バス停に設置されている朽ちたベンチ、市内にかなりの数があると思いますが、危険でもあり、美観も損なっています。あれは屋外広告物だと思いますが、いかがでしょうか。設置許可はだれがし、管理責任はどこにあるのでし

ようか。利用している人を見たことがありませんが、すべて撤去し、必要を認められるところには、もっとしっかりしたベンチを市が設置すればいいと思いますが、いかがでしょうか。

以上2点について質問させていただきます。よろしく申し上げます。

議長（吉本幸一君） 福野教育長職務代理人。

教育長職務代理人（福野 正君） 吉村議員の御質問の、安全・安心して暮らせるまちづくりについてお答えします。

議員御質問の中にありました、穂積小校区にあります警察緊急通報装置につきましては、国が試行として、各都道府県で1校区ずつ選定し設置したものでありまして、岐阜県では瑞穂市の穂積小校区が選定されました。費用は1,500万円かかっているというふうに聞いております。校区で7基設置され、ボタンを押すと北方警察署につながり、マイクとカメラが作動しまして、警察官とその場で対話ができるというシステムでございます。それによって、パトカーや交番などに指令を出して、警察官が現場に駆けつけてくるというシステムでございます。

今年の3月から稼働しておりますが、被害などによる緊急通報は、今のところゼロ件です。いたずら通報は19件あったと聞いております。こうした施設の増設については、今のところ、国・県とも今後の予定はございませんし、市単独での設置は到底無理であると考えております。

議員御提案の回転灯とブザーについては、子供に限らず、どなたでも利用することができますし、不審者を威嚇する効果もあると考えますが、反面、いたずらも懸念されるところであります。今後、警察通報装置の状況をよく見きわめて検討をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（吉本幸一君） 2点目の答弁を、水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 2点目の、まちの美観についてお答えいたします。

屋外広告物の簡易除去につきましては、議員御指摘のとおり、野立て看板等の違法広告物の撤去を、市の職員を初め施設管理公社へも依頼をいたし、市内の美観形成を図るため、除去作業を実施しております。また、屋外広告物の特例に係る構造改善特別区域の設定により、簡易除去を積極的に行うよう現在手続を行っており、これにより簡易除去に係る対象物件の範囲の拡大及びそれに要する期間の短縮が図れることとなります。

議員御指摘のバス停に設置してありますベンチにつきましては、現在、市内に38カ所設置がなされております。そのうち、県管理の道路に設置されたものが18カ所、市管理の道路に設置されたものが16カ所、私有地に設置されているものが4カ所となっております。民間業者が設置したベンチの中には、破損等老朽化し、危険であり、また美観を損なうものもあり、早急に撤去するように設置者には指導してまいりたいと考えています。

現在設置されているベンチは屋外広告物ではないかとの御質問でございますが、屋外広告物法による屋外広告物とは、「常時、または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので

あって、看板、立て看板、張り紙及び広告塔、広告板、建物、その他の工作物に掲出され、または掲示されたもの並びにこれに類するものをいいます」としており、屋外広告物に該当しますが、平成5年11月の道路法施行令の改正により、ベンチ、またはその上屋については道路の附属物として位置づけをし、道路の管理上必要なものは管理者みずからが設けることとなっております。それに伴い、管理者以外が設置するベンチにつきましては、地域の事情に応じ、公益上設置することが妥当な場合は道路占用許可をすることとなりました。

現在設置されているベンチについては、大半のものがバス停付近の歩道に設置されており、道路法による占用許可及びバス事業者による占用許可、寄附行為等はなされておられませんので、道路法による不法占用物件であると認識しております。

管理責任につきましては、不法占用物件であり、これを起因として発生した事案につきましては設置者にも道路管理者にも過失責任が発生しますので、市道に係る物件につきましては早急に撤去するよう設置者に指導してまいりたいと考えております。また、県道に設置してあります物件につきましては、県と協議し、撤去するよう対応していきたいと考えております。

平成6年6月30日付で建設省よりベンチ及び上屋の道路占用の取り扱いについての通達により、設置基準等の運用を定めておりますので、交通安全等を配慮しつつ、必要なものは道路管理者として設置をしていきたいと考えております。また、設置するベンチにつきましても、県産の間伐材を利用したベンチを活用するなど、美観に配慮したものを設置していきたいと考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

議長（吉本幸一君） はい、吉村議員。

4番（吉村武弘君） どうもありがとうございました。

議会の冒頭でも、市長が安心して暮らせるコミュニティーづくりを構築されているということで、四つのプロジェクト・チームがつくられているということですが、その中にやっぱり安心して暮らせるまちづくりというもので、最近は犯罪がかなりふえておりますので、プロジェクトの方でもそういうものを考えていただいて、ただ行政のプロジェクトチームだけで考えるのじゃなくて、地域住民の声も聞きがてらいろんな対応をしていただきたいと、かように思うわけでございます。

それから張り紙、立て看板についてですけれども、前は090金融のビラが非常に目立ったんですが、最近は一生涯懸命はがしていただいておりますので、かなり減っております。ただ、それでもまだ少しずつ張っておりますし、根気よくはがして、瑞穂市においては絶対ビラ、それから立て看板はできないですよというぐらいに業者が思うようなまちづくりをしていただきたいと。

そしてもう一つ、最近目立っておりますのが、不動産建て売り業者のスタンドつきの立て看

板ですね。それから電柱に張ってあるビラですけど、かなりの粘着力があるもので張ってあって、なかなかきれいにはがれてないということですが、都市整備としては、確認申請等のときに建て売り業者に対して、瑞穂市においては立て看板、ビラ等は条例で禁止されていますよというものを明確に言っていただきたいと。そうすれば、事前に話をしておけば割とそういうのは少なくなっていくんじゃないかと。基本的に、商行為である建て売り業者の看板を、家ができてから案内板を外すというのは非常に難しいところがあるのかもわからないんですけども、その辺のところの部長の考え方を一遍お聞きしたいです。

議長（吉本幸一君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 御指摘のとおりあちこちに建て売りの立て看板がございますけれども、事前協議がございますので、特にそういうときに指導し、そういうものを徹底して、立てないような方向で指導してまいります。

議長（吉本幸一君） 続きまして、22番 馬淵金雄君の発言を許します。

22番（馬淵金雄君） 22番 馬淵でございます。

議長の許可を得ましたので、4点についてただいまから質問をしたいと思います。

まず市長にお願いしたいんですが、構造改革特区ということでございますが、最近、新聞等を見ますと、私は経済だとかああいうものは弱いんですが、経済改革と構造事業改革とがあるそうです。政府は8月29日に、地域限定規制緩和改革特区認定を大垣市のほほえみデイサポート特区、しっかりわかりませんが、それから瑞浪市の幼児教育保育特区等、全国47件の認定書が交付されました。当瑞穂市も、国・県に必要案件等につきまして認定申請され、私たち市民の生活面で、条例、許可、認可について改善できる案件について、ただし将来展望についての見地で結構ですが、規制緩和の指針について承りたいと思います。

その次、最近、青少年問題がいろいろあるわけでございますが、教育長の選任の提案をされたいようですが、提案はいつされますかどうかお伺いしたいと思います。

その次、収入役室にお願いしたいんですが、一般会計は補正を入れて135億余り、補正後でございますが、データによると結構ですが、歳入金額はどんなところ、歳出はどんなところだと、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

教育委員会ですが、補助金、これは補助金相当各部門でございますが、科目別に積算基礎等の説明を簡単に、1項目ずつで結構でございます。例えば教育委員会では、文化協会に560万円とか、それから前年度の仕分けにつきましては、文化協会につきましては、私も14年度在籍してましたのであれですが、穂積町の場合は主な実績のある団体がいわゆる役員の方で選定されていらっしゃるけど、巢南町の場合はそれを平均をされたわけでございますが、本年度については行政等の御指導はどうあったかということ承りたいと思うわけでございます。

また、本年度につきましては、文化教育、各クラブの重点指導をされるといいんじゃないか

と思います。それから体育協会、クラブ、体育関係で 1,350万円と、それから女性の会、子ども会、それからジュニアリーダー、それから P T A につきましては後援会等に50万円あるそうです。また、生涯学習においては 1,500万円、自分史、議員でも結構ですが、何か自分でこれはいいとされると 1 点につき50万円出るそうです。それから小学校に、国際振興につきまして 1 点につき20万円、1 校につき20万円あるそうです。

それから総務部につきましては青色申告の補助金、たばこ等がございます。それから自主運行バス 2,400万円、これは補助金がふえておるようです。それから樽見鉄道、それから補助金等があります。

それから老人クラブには、659万 2,000円あるそうです。自治会につきましては、いろいろ骨折っていただきますので 381万円あり、また公民館補助、それから振興交付金が 1,800万円ほどあります。それから自治会事務取り扱い等もあります。

その次、都市整備部に行きますと、ぎふクリーンで 5,600万円、フェスタ 620万円、それから私が思いますのに、農事改良組合は、時代も変わってきましたので、これは私たちということでございますが、その団体においてはお考えいただければ結構ですが、もう少し数が少なくなったらどうかなあと思うわけでございます。それから商工会について 1,400万円ほどありますが、観光が42万 9,000円、これは私が見たんですが、ちょっと少ないんじゃないかなあと思うわけですが、このような補助金があるわけですが、簡単で結構でございますので、各部門がございまして、そこにおいていわゆる積算基礎、これについてはこういう方法をするということ承りたいと思うわけでございます。

例えば、私の方にありますが、農集排水なんかですが、家庭から終末処理場までと E M 菌と、これがございまして。これをし、それといわゆる分離槽です。それをつけていくことによっていぐあいに水がさらさらなって、非常に端末処理場にいい結果が出ておると。それにより 1 割以上はなるんじゃないかと。例えば 1,000万円あれば 100万円あります。100万円あれば、その 1 割補助金を出しても10万円、これは何ら差し支えないんじゃないかと思うわけでございますので、社会体育費でもそうでございますが、そういう補助金をする以上は、何かその団体においてそれぞれ経営努力をしていただくと同時に、行政においてもこれについてはこうであるという御指導を賜るとありがたいなあと思う次第でございます。

以上を質問いたします。よろしく願いいたします。

議長（吉本幸一君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 馬淵議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

補助金の個々の状況とか考え方につきましては、それぞれまた担当の方からいろいろとお話をさせていただくとしまして、総論的な答弁をさせていただきます。

まず構造改革特区の御指摘でございますけれども、私どもとしては、やはり一番基本は自分

たちの地域づくり、まちづくりをどんなふうにしていくか、それでどんなまちをつくるかというところから始めていくわけですが、そしてつくっていくときに、こういう方法をやりたいとかいろいろ検討をしていく中で、今ある法律とか規則とかそういうものが支障がある場合に、それを外してほしいと要請していくというような形で特区要請が出てくるわけですが、要するに今の規制の中でおってもやれるという場合には、改めて特区ということでやらなくてもいいんじゃないかと、こんなふうに思います。

ただ、今、私自身が考えております中で、細かい点まで突っ込んでいろいろと検討していく過程の中では、特区という形でいろんな縛りを外していただくをお願いをしなければならないケースが出てくるんじゃないかと思えます。それは今、一つの課題として残っております幼稚園と保育所の統一の問題、幼保統一の問題。

それから、ふれあい特区ということも言っておりました。前回のときも西岡議員から大分御質問がございましたんですけれども、これなんかも私が考えておりますことは、貸し農園的な性格の中で何かそういう一つの交流の場所がつかれないんだろうかということの一つの考え方で持っておりますけれども、農地法とかいろんな関係での縛りというものが構想の中で支障を来してくる可能性もあるかと、こんなふうにも思っております。

それからもう一つは、合併をするまで、またした後、見直さなければならないのでということで、旧穂積町の給食センターをだましまし使ってきております。しかし、これを旧巢南町の給食センターと統一した形で整備していきたいなということを考えておりますけれども、それと同時に、それだけの施設をどうせつくるのなら、独居・高齢の方々に対しての、十分にはできないにしても、配食サービスの食事もそこでつくれないだろうかというようなことも考え方の中では実は描いております。しかし、これは文部省からの補助を受けると、そういうのは目的外使用ということで完全にやれないという答えが出てくるわけですが、それじゃあ補助金を断ってもやれるのかという問題、ここでもたまたま一つ研究しなければならないわけなんです。その辺、要するに学校給食とそういう配食サービスと同じ施設でやった場合に、いいのかどうかというようなことまで出でると、またこれも特区として申請しなければならない必要性が出てくるかもしれないし、今のままだもやれるかもしれないというようなことも一つの研究テーマになるんじゃないかと。

要するに特区というものは、今申し上げたように、その目的に対して進めていくときに支障のある縛りというものを外してほしいというのが一つの目的でございます、それに対して申請をすると、特区の中に入れて、それを外してもらえということでございますので、これはまちづくりの中でこれから研究していく事項ではないかと、こんなふうに思っております。

教育長の選任についての御指摘でございますけれども、私としては、やっぱり教育というのは行政の中で一番基本的な重要な事項でございますので、その人選については慎重に慎重を期

していきたいと、このように考えております。それなりにいい人がないだろうかと、そんなことをいろいろと考えておりますけれども、まだ現段階におきましては、私自身としては、この人ならということで議会に御提案を申し上げる段階までには至っておりません。できるだけ早く選任をしていきたいと、このように考えております。

それから補助金につきましては、先ほども申し上げましたように、各補助金の事項につきましては担当から説明をさせていただきますが、基本的に考えていますことは、それぞれ補助金というものが、まちづくりの中でそれなりに意義があるものでなければならないと。ただ単純に出す、団体があるから出すという性格のものじゃなくて、必ず補助をするのにはなぜするのかという目的をしっかりととらえてやっていかなければいけないと、このように考えております。ですから、逆に言うと、補助に対して金額の大小というよりも、その目的がまちづくりということにとって妥当なのかどうかというようなことでいろいろとまた御指導がちょうだいできれば非常にありがたいと、このように思います。

それからもう一つ、予算の査定につきましてちょっと御意見がございますけれども、私自身としましては、要するに予算の査定というのは、金額が多いとか少ないとかいう査定はしておりません。そうじゃなくて、この事業は必要かどうか、また必要な事業につきましてはどういうやり方をするかということを確認してしております。そういう意味で、各課から上がってきまして事業、そしてまたそのやり方というものについて意見を交換しながら、こういう方向を決めておりますので、各課にそれぞれの枠、金額的に枠を渡すというようなやり方をしておりますので、要するに課長のところで結局それぞれの枠は持っていないということでございますので、基本的な考え方として御理解をちょうだいしたいと、このように思います。

議長（吉本幸一君） 河合収入役。

収入役（河合和義君） 一般会計予算の歳入歳出状況についてお答えをさせていただきます。

既決の一般会計予算 131億 4,514万円に対する 8 月末の歳入歳出状況は、歳入が58億 3,968万 3,000円で予算比44.4%、歳出が40億 8,373万 6,000円で31.1%となっております。したがって、一般会計の歳計現金は17億 5,594万 7,000円でございます。

主な歳入は、市税が36億 5,527万 9,000円、諸収入、主に旧町の歳計剰余金であります。13億 9,168万 4,000円、地方交付税 2億 3,390万 7,000円です。

歳出の主な項目は、教育費で17億 5,829万 2,000円、これの主なるものは土地購入費等です。民生費 8億 232万 1,000円、総務費 5億 4,135万円、衛生費 4億 625万 1,000円等となっております。以上であります。

議長（吉本幸一君） 続きまして、福野教育長職務代理者。

教育長職務代理者（福野 正君） 馬淵議員の補助金の御質問に対しては、瑞穂市の補助金交付規則及び瑞穂市教育振興事業の補助交付要綱によって、教育振興の円滑な実施及び充実に資

するために適正に執行しております。

補助金はたくさんありますので、重立ったものだけ説明させていただきます。

文化協会の補助金でございますが 440万円で、協会には76団体が加盟し、会員が 1,700人加入しております。協会からは、各団体に会場使用料等の活動費の一部を助成するとともに、協会自身、文化の日にイベント等を実施して市民の文化向上に貢献されております。

次に体育協会の補助金でございますが 1,300万円でございます。会員としましては、概数で、一般会員が 3,000人、スポーツ少年団が 1,200人、合計の 4,200人が所属しております。協会からは、種目団体20団体に 354万円の助成金、スポーツ少年団28団体に 316万円の助成をし、そのほかに県大会や郡大会の派遣費用に充てておりますし、市民の各種大会、水泳大会とか相撲ですが、各種大会を開催して、市民のスポーツ振興を図ってもらっています。

さらに、生涯学習地域振興補助金、いわゆる校区活動の補助金でございますが 1,500万円を補助し、地域にコミュニティーづくりや青少年健全育成の活動を推進しております。そのほか、女性の会に50万円、PTAにも50万円、子ども会には概数でございますが 3,500人加入しております、1人当たり 800円の総額 251万円を補助しています。

いずれにしても、瑞穂市の教育方針であります「豊かな感性と知的好奇心をはぐくむ教育」を目標に、1スポーツ、1学習、1奉仕を目指して活動している団体に積極的支援をしてまいりたいと考えております。終わります。

議長（吉本幸一君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御質問の中で、総務部の関係について答弁をさせていただきます。

まず青色申告会でございますけれども、25万円を補助金として拠出をいたしております。会員数が穂積地区で 251名、そして巢南地区で50名ということで、合わせて 301名でございます。事業の内容でございますけれども、複式簿記に係る研修会だとか、パソコンの操作等の財務事務研修会、そして源泉徴収、年末調整等の税務事務研修会などが主な事業ということでございます。これはいずれも青色申告をされる皆さんの申告納税を推進するという内容のものでございます。

次、たばこ販売促進協議会でございますけれども、現在、会員数44名でございます。事業の内容でございますが、汽車祭りだとか、巢南町ふれあいフェスタに協賛したり、環境美化活動といたしまして、JR穂積駅周辺の清掃活動、喫煙マナー向上啓蒙活動を実施してあるということでございます。

たばこ税でございますけれども、市の貴重な財源といたしまして大きなウエートを占めております。この協議会は、たばこは市内で購入しようということと事業展開がなされてあるということでございます。

続きまして、自主運行バスの 2,460万円でございますけれども、この穂積バスにつきまして

は、改めて申し上げるまでもございませんが、瑞穂市民の足として、生活路線バスといたしまして確保されているという性格のものでございます。負担額の基準についてでございますが、当初からの岐阜バスとの契約、そして交渉によりまして、1ヵ月当たり1台100万円、そして増便分5万円ということで運行委託をいたしております。現在、バスは2台保有をいたしておりますということでございます。

続きまして、定期バスの補助金100万円でございますが、御承知いただいておりますように、岐阜バスの唐栗農協行きということで、岐阜からの生津、本田を経由いたしまして、巣南、唐栗とアクセスいたしておりますバス路線でございます。この路線は10数年前から赤字路線になっておりまして、一時、運行取りやめということになりましたが、赤字分の一部を負担することで再運行ということになったものでございます。以後、赤字補てんを続けておりますが、岐阜バスとの交渉協議の結果、現在の100万円を補助金として拠出してあります。

続きまして、樽見鉄道連絡協議会の91万6,000円でございますが、この内訳で事務費、協議会の業務に係る負担金といたしまして、このうち20万円が事務費関係でございます。今年度、樽見鉄道の軌道近代化設備整備費補助金といたしまして71万6,000円を別途計上いたしております。これは国庫補助事業で取り組んでおるわけでございますけれども、自動列車停止装置、通称ATSと呼ばれているものですが、老朽化してまいりましたので、これを新たな改良型に交換するという計画。また、大垣・東大垣間の橋梁の改修の関係、そして大垣・糸貫間で踏切の保安設備、要するに遮断機でございますけれども、これが老朽化しておるということで、10ヵ所分の更新を計画されておりました。計画されていたわけでございますけれども、実はほんの先日でございますけれども、今年度この計画を見送りたいということで私の方へ連絡がございました。それではこのお金をどうするかということでございますけれども、現在、協議中というございます。

とりあえず、御質問の91万6,000円の内訳につきましては、以上、御説明を申し上げましたとおりでございます。よろしく願いをいたします。

議長（吉本幸一君） 続きまして、松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 続きまして、市民部関係についてお答えいたします。

まず、老人クラブ補助金659万2,000円でございますが、これは老人クラブの高齢者がスポーツや趣味で交流を深めまして、地域の清掃奉仕などを通じまして地域に貢献する活動等に補助してありまして、老人クラブ連合会の単位クラブ、単位クラブ数は現在47クラブでございますが、クラブ数とそのクラブ員数を基本に算出したしまして、老人クラブ連合会と単位クラブへの補助金の合計額を補助してございます。

自治会の補助金381万8,000円につきましてはでございますが、これは自治会及び生涯学習地域振興組織が主催する事業により、会員が負傷、もしくは死亡したときに給付金を支給する

ための事業でございまして、1世帯当たり300円を自治会加入世帯により補助をしてございます。

続きまして、自治会公民館補助金の200万円でございますが、これは自治会が地域住民の自治活動の拠点とするため設置する地域集会施設の新築、増築、修繕に対する補助金でございまして、工事費の3分の1を補助してございます。

続きまして、自治会活動振興交付金1,803万2,000円でございますが、これにつきましては、自治会の自治活動を支援し、住民意識の高揚及びコミュニティー活動の推進を図るため交付しておるものでございまして、1世帯当たり1,400円で、自治会加入世帯数を掛けまして補助しているところでございます。

続いて自治会の事務取扱交付金でございますが、これは広報配付手数料として1世帯当たり780円で積算しまして、広報配付世帯数により交付しているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（吉本幸一君） 続きまして、水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 都市整備部関係でございますが、5,600万4,000円につきましては、県補助事業のぎふクリーン農業生産流通総合事業の補助金でございます。このうち、県からと市の方で2法人と1協同組合への補助金でございます。

続きまして620万円のふれあいフェスタでございますが、農業、産業、あるいは歴史文化を大切にしながら市民の触れ合いと交流の場とするとともに、豊かなまちづくりを目的にイベントを行うということで、商工会の方へ補助金として出しております。ちなみに11月2日に巢南地区の庁舎の北で行われます。

3番目の農事改良組合でございますが、現在112組合ございまして、改良組合協議会の方で検討され、多少スリム化ということと、改良組合はやはり必要でございますので、現在検討中でございます。

続きまして農業団体の補助金ですが、8地区の団体に補助しております。それぞれの振興会でございますが、今年度、組織等も見直しながら考えていきたいと思っております。

続きまして商工会でございますが、1,412万円につきましては、巢南町、穂積町の商工会の活動費の補助でございます。

観光につきましては、これは補助金といいますが、岐阜県の観光連盟と中仙道連合のイベント等の負担金でございます。以上です。

22番（馬淵金雄君） ありがとうございます。

これで子供たちの将来育成のためとか、あるいは、やっぱり補助金を出す以上、経営とってはおかしいですが、実のある補助金にしてほしいということを切望して質問を終わります。

議長（吉本幸一君） 続きまして、14番 星川睦枝君の発言を許します。

14番（星川睦枝君） 14番 星川睦枝です。よろしくお願いいたします。

私の方は、1件お願いします。

天然記念物ハリヨの保護についてをお願いします。

岐阜県希少野生生物保護条例は、平成15年3月19日に成立しました。そこで、現在、指定希少野生生物、県下全域で捕獲を禁止する種の候補を制定し、その候補の一つにハリヨがあります。11月ごろには、指定希少野生生物に指定され、県公報に告示が出る予定です。その告示が出された日から捕獲が禁止されます。

この珍魚ハリヨは、旧巣南町の魚にも指定され、守られてきました。昭和46年5月、岐阜新聞にも掲載されました。そうした中で、昭和46年の5月に、旧穂積町に住む竹田稔さんが巣南町十八条地内の通称ハタゴのガマと呼ばれる池に釣りに来て、ハリヨが群れになって泳いでいるのを見つけ、岐阜新聞に連絡、夕刊に掲載されたわけです。そうした流れの中で、岐阜県教育委員会は巣南町に対し現地調査を指示、いろいろと新聞等にも出されたわけですが、その流れの中で、いずれにしても守られなければならないということで、59年9月、ハリヨを町の魚に指定しました。いろいろ企業の中でも協力があり、進めてまいりましたが、平成5年ごろから、企業の協力、地域の協力によってハリヨを守る会を設立しました。

それから10年の流れが来たわけですが、今後、ハリヨは企業の協力で生存しておりますけれども、この輪をもっと大きくし、行政も地域住民も協力して、粘り強く推進していくことが必要で、またハリヨのすめる自然環境を保護していくことが私たちの使命であると思います。今後、市政としても環境保護と保護意識の向上を図ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

議長（吉本幸一君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 星川議員さんの天然記念物のハリヨの保護についてということで、ハリヨのすめる自然環境保全と愛護意識の高揚を図っていただきたいという御質問にお答えいたします。

星川議員さんも御承知のとおり、ハリヨはトゲウオ科に属しまして、水温12度から17度の地下水がわき出る清水に住む、体長約6センチほどの淡水魚で、まだら模様でうろこがなく、背びれと腹びれが変形した6本のとげがあるのが特徴でございます。県内と滋賀県内にだけ生息すると言われております。

議員御指摘のとおり、ハリヨの保護につきましては、工業導入地区内の2企業の御協力のもとによりまして、敷地内にある池がハリヨとその生息地として巣南町の天然記念物に指定し、町の魚に指定した経緯がございます。また、行政といたしましては、西ふれあい広場の一角に人工池をつくりながら、また地域の人々の御協力によりハリヨを放流し、保護に努めてまいりました。

今後につきましては、長良川、揖斐川、犀川、糸貫川などといった豊富な河川に恵まれた環境を生かしながら、自然の生態系を保全するビオトープ空間や、水と親しめる親水空間、水辺空間や河川敷を全市レベルでネットワーク化をしながら、潤いや安らぎを感じることを環境づくりに取り組みたいと考えております。

また、環境の保全に関する教育及び学習の振興、環境保全に関する広報活動の一環としてハリヨの保全について理解を深めるとともに、PRをしていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いしまして、答弁とかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（吉本幸一君） 続きまして18番 土屋勝義君、発言を許します。

18番（土屋勝義君） 18番 土屋でございます。

質問の通告をいたしておりますので、これより十九条橋の交通危険にかかわる拡幅についての質問をいたします。

県道 204号、穂積・巢南線の犀川にかかる十九条橋は、建設されて既に相当の年数がたっていますが、当時はこの橋でも十分な機能を有していたものと思われま。しかし、その後、時代の変遷とともに交通量は年を追って増加し、今や日々の交通量に対応できず、その狭隘さが目立ち、交通危険箇所となっているのが現状であります。

特に、最近、この橋の東約 200メートル付近に大規模店が開業したことと、またこの道路は西進すると国道 258号線にアクセスするようになった関係上、交通量が飛躍的に増加しております。現地を確認すると、トラック等の大型車両が通行するときは一方通行の形となり、待機車両の列ができるとともに、橋の東30メートル地点に交差点があることから、時には、信号が赤になると渋滞の列が相当の距離になることもあります。お聞きするところ、市当局でもこの箇所の交通危機を認識され、去る7月10日に開催されました本巣地区交通安全協会主催の交通危険箇所共同点検において、県土木、北方警察署、管内交通安全協会役員等で現地確認をされたとのこと。

そこでお尋ねをしますのは、この橋は県道にかかる橋でございますので、施行は当然県においてなされるものとなろうと思いますが、県の感触及び見通しはいかがなものか。また、市当局としてはどのように考えておられるのか、御答弁を市長より伺いたいと思います。

議長（吉本幸一君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 土屋議員の御質問に対して答えさせていただきます。

十九条橋は、私どもとしては、合併をした瑞穂市の中で非常に重要な役割をする橋だと認識しております。交通の現況につきましては、土屋議員の御指摘のとおりでございます。非常に頭が痛いわけでございます。私どもとしては、合併する以前にも巢南の福野町長と私と一緒に県にお願いに行った経緯もございますが、また合併後もこの橋につきまして繰り返しお願いをしております。

この橋は、改良につきましての必要性は県も十分認識をしておりますが、問題は大変な工事になるということでございます。まず犀川の河川改修との絡みの中でこの橋の問題を考えていくかどうか、あるいは県道改良の中でこの橋の問題を考えていくかどうかという基本的な考え方に、二つの組み立て方があるわけでございます。結果としては、どちらにしても両方絡めた形で考えなきゃならんと思っておりますが、御存じのように下流部からずっと犀川の河川改修をやってきておまして、堤防はできてきております。それにあわせて十九条橋の橋の高さが今の高さじゃなくなるんですね、ぐっと橋が上がります。その関係で、取り付け道路をどうするかという大きな課題が残るわけございまして、西側につきましてはまだカキ畑とかそういうもので、それなりの地権者の御協力をいただければ対策は立てられるかと思えますけれども、東側につきましては橋の上がりぐあいによりましては、要するに坂でおりてきたところが、最後に樽見鉄道にぶつかってくるかどうかという問題が一つありますし、その坂の途中で今の御指摘の交差点がございます。その他の関係をどういうふうにしていくかということ、非常に難しい問題があるんです。また、非常に多くの方におうちを引っ越していただくとかという御無理をお願いしなければならないような問題も出てくるのではないだろうか、こんなふうに思います。

それで、現在、県と協議をしております事項は、橋を改良した場合にどのようになるのか、そしてまた、今申し上げましたような点についてどういう影響が出てくるのかということを一遍しっかりつかんでほしいということをお願いをしております。ですから、橋の改良をやった場合に、道路の関係というか、橋への取り付けの関係がどういうふうになるのかということにつきまして、一つの基本的な考え方というか、路線ができましたらまた一遍それに対応をどうするかということ協議していきたいと、このように考えております。いずれにいたしましても、やらなければならない問題だという認識を持っておりますので御理解いただきたいと思っておりますが、今申し上げましたようなことで非常に大変な工事になるんだということも、あわせて御理解をいただきたいと、このように思います。

〔18番議員挙手〕

議長（吉本幸一君） 土屋議員。

18番（土屋勝義君） ありがとうございます。

お聞きするところによりますと、橋の高さが変わってくる、また県におかれましても、まだ調査段階のようにも聞きいておりますが、当然その点についてもなお御尽力いただけるものと思います。

なお、関連でちょっとお尋ねをしたいと思っておりますが、今も質問で申し上げましたとおりに、大規模店の隣にも金融機関の出店、小売店の出店も順次予定されておるように聞いております。それにつきまして、今質問いたしました犀川の橋から東、五六川の橋に至るまで、あの道路の

整備も合わせての考え方をしていただきたいと。と申しますのは、恐らくは、関係部長であられます水野部長は毎朝の出勤時に当然通っていかれるものと思いますが、その現状はしっかり把握願っておると思いますので、そういう点におきまして十分御尽力いただき、早期施行、環境整備も願えるものと思っておりますが、道路についての考え方、そんなこともひとつ御回答願えればと思っております。

議長（吉本幸一君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今の十九条橋から五六の橋までの間の道路の改良の御指摘でございますけれども、真ん中にあります交差点までは歩道も設置して、それなりの整備はできるかと思えます。ただ、それから西へ行きますと、実は道路敷の中にまだ個人の土地があるんです。結局、その土地の問題を整理しませんが、県としては動きにくいという問題がございますので、そのあたりも一つの大きなネックになっておるんだということで御理解をちょうだいしたいと思えますが、私どもとしては必要性は十分に認識しておりますので、鋭意努力してまいります。

〔18番議員挙手〕

議長（吉本幸一君） はい、土屋君。

18番（土屋勝義君） ありがとうございます。

今、問題のある一部の私有地と、こういうことももちろん存じております。ところが、先ほども申し上げましたように、通勤時、通学時にはかなりの混雑をきわめておるのは、各部長さん、当然、認識の上だと思っております。それにつきまして、市長の方からも今御答弁いただきましたように御尽力願えるものと思えますが、いま一つお願いしておきますのは、なおの御尽力をいただいて、早期着工であり、道路の整備をしていただきたいと、こんなことをお願い申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（吉本幸一君） 続きまして、30番 進藤末次君の発言を許します。

30番（進藤末次君） 進藤でございます。

議長のお許しを得ましたので、ただいまから一般質問をいたしたいと思えます。

私は1点に絞って、市長をお願いをいたします。

私は、これまでも危機管理の重要性について質問してまいりました。特に、穂積中学校での校舎のガラス破損事件の後処理について、当時は穂積町長でありました現在の松野幸信市長の即決の判断と行動は見事であり、その行政手腕には脱帽しました。これは、企業家でもあった町長だから即断され、行動ができたのではないかと考えての質問をしたものであります。

私が今回も危機管理の質問をするのは、最近の行政の責任あるポストにおられる人たちがこれで管理者かと思うような事件が次々と発生していることでもあります。特に、隣接する三重県の三重ごみ固形燃料（RDF）発電所の爆発事故の内容を見ると、これでも三重県企業庁が責任を持って稼働させていた施設かと私は思いました。それに加え、名古屋市港区のエクソンモ

ービル名古屋油槽所のタンク火災、愛知県東海市の新日鉄名古屋製鉄所のガスタンク爆発と、東海地方で連続して大きな火災事故が起きていることでもあります。それに加え、今度は栃木県黒磯市でのブリヂストン工場の火災と大火災が発生しております。

私は、戦時中の小学校、その当時は国民学校といいましたが、それしか出ておりませんので、化学は何もわかりませんが、それでも石油の原油から精製されて石油やガソリンがつくられることや、プラスチック製の数多くの製品も石油が原料であること等は承知しています。また、RDF（ごみ固形燃料）は、廃棄されたプラスチック等を中心に固形燃料化したものであることも承知しています。

旧穂積町議会では、8年も前に、当時の松野幸信町長からアドバイスをしてもらって、栃木県野木町の全国初と言われるRDF施設を視察しました。町長はこのときは参加されませんでした。私は視察から帰ってから、町長に、ごみ処理としてRDF化をすることはよいが、あのようなRDFでどこの企業が燃料として使ってくれるのかと質問をいたしましたところ、当時の町長は、使ってくれるところがないから問題なのだと話されたことを今でも覚えています。結果として、穂積町では、視察はしたが手を出さなかったのであります。今回の三重県の事故を見て、正解であったと思うものであります。私は、ごみ固形燃料（RDF）を否定しているわけではありません。逆に、RDF化の重要性をしっかりとさせるべきと思っているものであります。

今回の一般質問でこの問題を取り上げたのは、余りにも三重県が企業庁として実施・管理しているRDF発電所でありながら、その取り扱いが幼稚であり、事故が起きてもその責任を他に押しつけ合っている姿、毎日のテレビや新聞で報道されていますが、この実態を見ると、この人たちは何も知らずに、また考えることもせず仕事をしていたんだなあと思ったものであります。

私は三重県のRDFの写真を見て、穂積町議会で8年前に視察をした栃木県野木町でのRDFと同じようなものでつくっていたんだと思いました。去る9月14日の中日及び読売新聞にも、その内容が具体的に書かれています。その関係するようなどころだけを読み上げてみます。

読売新聞ですが、これは三重県の内容です。「委員会では、RDFが微生物による発酵で、常温から80から90度まで上昇したと判断。そういう中で、RDFに含まれている有機物の酸化による酸化熱が主な要因になったとする見方がある一方、消石灰と二酸化炭素が化学反応をした際の反応熱も同様な働きをしたという指摘もある。てんぷら油が酸化して自然発火するのと同様で、よく知られている反応と話している。酸化熱は一般の家庭ごみなどが自然発火する原因にもなり、自治体によっては、酸化しやすいてんぷら油やてんかすなどを可燃ごみとして出さないよう指導するなどしているが、同県ではRDFについてこうした対策を講じていなかった」。

また、中日新聞では、三重県企業庁が何でこのようなことをやったかという内容について、安全審査の中でこのように言われております。「当時の選考委員会の審査内容について、学識経験者の元委員は、「RDFを燃やす焼却炉や熱エネルギーを電気に変える発電装置の議論が中心だった。貯蔵サイロは審査項目からも外され、企業庁が作成した参考資料にも記載がなかった」と証言。行政関係の元委員も、貯蔵サイロは話題にもならなかったと話した。学識経験者の元委員は、委員の中に燃烧工学や環境工学の専門家はいたが、RDF自身の専門家はいなかった。RDFが危険なものとの認識が薄かったと打ち明け、もっと時間をかけて慎重に審議すべきだったと言われております」。

このように新聞にも報道されておりますが、生ごみも完全に乾燥させるには時間もかかり、費用もかかる。そういうことから、圧縮して水分を取り、廃プラと一緒に熱を加えれば、乾燥し、固形化されてRDFになると思ってつくっていたのではないかと私は思うのです。一般廃棄物の生ごみと高カロリーの廃プラスチックの固形化は、処理方法によっては簡単にできるかもしれませんが、発電機の燃料にするには、それ相当の固形燃料にしなければならないことは私のような素人にもわかるものです。しかし、新聞報道を見ると、三重県の企業庁はそのような考えは全然なかったように感じられることです。そして、事故になってからの対応は、責任のなすり合いであったように思えるわけでありませぬ。

東海地方で起きたガスタンクの爆発やガソリタンクの火災にしても、常識さえ無視していたことが新聞報道を見るだけでも明らかです。つまり、どの事故も危機管理が全然なかったと私には思えるのです。その点、行政の仕事は手落ちのないようにしなければなりませんし、もし事故が起きた場合はどうするかというマニュアルというよりも、当然やらなければならないことは何かをきちっとしておくべきではないかと思うのです。

私は、36年間、国鉄で働いてきました。国鉄では、毎年1回以上は必ず事故対策の訓練をしてきたことを今も思い起こしております。私は、市役所も訓練をせよと言っているわけではありません。どのような仕事でも事故は皆無ということはないと思います。事故を起こさないように注意、努力するのは当然のことであり、しかしもし事故が起きた場合はどうするかは、それぞれが日常的に考えておかなければならないし、努力をしなければならぬと思います。

例えば、旧穂積町の場合、私は穂積駅におりましたので、駅のすぐそばに大きなタンクがありました。このタンクのあることによって、火災が起きたらどうするのか。行政でも、穂積分署には化学消防車が設置されておりました。そして、今は30メートル級のはしご車も設置されております。これは岐阜市が買ってくれたのではなくて、穂積町が金を出して買ったものです。私はそういうことも大事なことはないかと思っております。今度合併して瑞穂市になって、岐阜市との消防がどうなるかということもありますが、この穂積町が出して買った消防車はどうなるかということも、私は思います。

こういうことを考えてみますと、今は全国どこの自治体でもごみ処理に苦しんでいます。瑞穂市でもしかりです。この問題や防災も含めて、瑞穂市の危機管理は大丈夫なのかをいま一度点検するとともに、行政の職員にも、そして私たち議員も含めて、瑞穂市の危機管理にみんなで取り組むべきではないかと思うものであります。すなわち、市の管理者が責任を持つのは当然のことで、一般職員でも自分の担当した仕事に責任を持って当たる心構えが必要であると私は思うのです。市長はこの問題をどのように考えておられるのか。また、市職員にはどのように対応すべきと考えておられるのかを、三重県のように責任を他の職員に転嫁するような職員はいないように指導すべきであるとは思うのですが、いかがですか。市長の考えを明らかにしていただきたいと思います。

私は再質問はいたしませんので、市長の明快な御答弁をお願いし、私の質問を終わります。
議長（吉本幸一君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの質問に私からお答えをさせていただきます。

御指摘をいただきましたように、最近、かなりいろいろな事件、事故、そして災害が多発しております。幾つか例を挙げていただいたとおりでございます。私たちは、常に危機やリスクと隣合わせの状態にあるというふうに考えております。

もともと災害対策につきましては、ほとんどの自治体に専任の職員が置かれております。そして、災害が発生をした場合、例えば福祉行政に携わっている職員は福祉の関係を、そしてまた教育担当職員は教育関係を、また道路等を担当している職員は、通常道路管理を担当している職員が当たるケースが多いというふうに思われております。

御指摘をいただきました危機管理に関しましては、専任の職員というわけにはいきません。危機管理は自然災害に限らず、事故、犯罪、不祥事というふうに多岐にわたっております。したがって、行政のどの分野を担当していようとも、すべての職員が危機管理を理解し、その対処方法を日ごろから、発生しないシステムとか、発生した際の解決策など、平素から強い意識を持ちまして、これを磨いておくことが非常に大切なことであるというふうに考えております。この危機管理に取り組むということに当たりましては、第一線の職員から幹部職員に至るまで認識を深めまして、平素からの精進を強く指導してまいりたいというふうに考えております。

危機は、重大な事件を除きまして、結局、担当業務の中で直接振りかかってくる人が多いというふうに思われています。現在は、激動、混迷の時代であります。この厳しくも不安定な時代は当分の間続くものと思われております。私たちの周りのこの危機管理やリスクは、今後、確実に増殖の一途をたどるものと考えられております。このことを前提といたしまして、瑞穂市にとってどうあるべきか、市として何をなすべきかを改めて考え直しまして、職員の指導に当たってまいりたいというふうに考えております。御理解をいただきますようお願いをいたし

まして、答弁とさせていただきます。

議長（吉本幸一君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今、総務部長から危機管理に対する考え方について説明をさせていただきましたが、進藤議員の御質問に対して、私の思いもちょっとお話しさせていただきたいと思えます。

まず、一番初めに穂中のガラスのお話をされたんですけれども、これは非常に単純な話でございまして、ガラスが割られたという報告を聞きまして現地へ行きました。それで校長先生に一つだけ質問をしたんです。この様子をあしたの朝、登校してくる子供たちに見せた方がいいのか、見せない方がいいのか、先生、どう思われますかと。そうしたら、こういう姿は見せない方がいいと思いますという話でしたので、わかったと、登校までに全部処理しようということで指示をしたと。たったそれだけのことでございまして、今おっしゃられるようなことじゃないんですけれども、いろんな事故が起きたときの対応というのは、要するにどうするかという一つのポイントをしっかりと押さえて進めていく必要があるんじゃないかなあと、こんなふうに思います。

それと、やはり日常業務上で発生いたしますいろんな事故に対する危機管理——自然災害は別にいたしまして——というものを考えたときに、やはりそれぞれの担当が仕事に取り組む姿勢の問題じゃないだろうか。そして、いろんな問題をできるだけ早くキャッチして手を打っていくということじゃないだろうか、このように思います。

今議会で専決処分事項で御報告申し上げました花塚での道路の穴の問題でも、事故が起きちゃったことは、まことに管理不行き届きでおわび申し上げなければいけないんです。この辺は危機管理が欠けているという御指摘を受ければ、まことに申しわけないと申し上げる以外にございませぬけれども、でも事故が起きたということで連絡を受けたすぐ、その足で、職員が簡易舗装材を車に積んで飛んで行って、あの雨の中ですぐに穴を埋める作業を職員がやっている。私は、この辺が非常に大事だと思いますし、これがやっぱり今申し上げました取り組む姿勢の問題だろうということを思います。

ですから、あまり批判はしたくございませぬけれども、R D Fの事故の問題でも、御存じのように1対30対300といういろんな事故に対しての法則がございませぬ。要するに、一つの重大な事故というものは、300のちょっとした冷やりというか、はっとするぐらいのことが積み重なっている中で起きるんだということが言われておりますけれども、このR D Fの発電工場におきまして、ちょっとした事故はもう既にこのサイロの場合、この重大な事故を起こす前に数回起こしているんです。だから、そこで対応しておけばこんな大きな事故にならなかったということが言えるかと思えますので、その意味で私、取り組みの問題だろうというふうに申し上げた。

それと、もう一つ申し上げますと、これがあつたからごみ発電をすべて否定するというのも、ちょっと先鋭的な判断じゃないかと思います。

実際、生ごみの処理というのは非常に難しい課題を抱えております。リサイクルとかいろんなことを簡単に言われますけれども、むしろ、失礼な言い方なんですけど、産業廃棄物の方が始末しやすいんです。というのは、非常に危険性を含んでいる廃棄物もありますけれども、出てくるものの品質というものが全く同じなんです。ですから、対応の仕方というものもおのずから決まてまいりますけれども、生活系から出てきますごみというものは、ありとあらゆるものが入っておりますだけに非常に難しいということです。それじゃあ分別すればいいじゃないかと簡単におっしゃいますけれども、分別はしましても、100人の中で1人守ってくれなければだめなんです。それからまた、分別してそれをきちっとできたと仮定しても、先ほど申し上げましたように、再生したものが流れていかなければだめなんです。

現実の問題として、一時、生ごみのリサイクルで堆肥化ということが非常にもてはやされた、本命のように言われたことがありますけれども、最近是非常に影を薄めてきております。なぜかということですが、結局、生ごみを堆肥化する時の絶対的な条件があります。要するに食品を包装した包装材、ラップ類なんていうのは絶対に入らないこととか、先ほどのお話の中の油なんかは非常に嫌うよと、いろんなことがあります。ところが、それが結局守られないものですから、そういうものがまざった堆肥は使えないということで、この問題が結局壁にぶつちやった。

ところが、依然として堆肥という問題でのリサイクルというのは、動いております。これはどういうことかといいますと、製材工場の木材くず、あるいは間伐材のチップ化したもの、これは非常に単品ですから間違いなく使えるわけなんです。そういう意味で考えていきますと、非常に難しい問題を抱えておるとは思いますが、やはりそれぞれの問題につきまして、要するにそれぞれのポジションにおいて、しっかりとその仕事の業務の中で起きる可能性のある事故、問題点というものを先取りした形でつかんで、それに対する対応というものに対して絶えず心がけた姿勢で業務に取り組んでいくということが大切じゃないだろうかと、このように感じましたので、ちょっと私の感想を申し上げ、答弁にさせていただきたいと思ひます。

議長（吉本幸一君） では、ここで議事の都合により暫時休憩をいたします。

10時45分から再開したいと思います。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時46分

議長（吉本幸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 桜木ゆう子君の発言を許します。

1番（桜木ゆう子君） 1番 桜木ゆう子でございます。

私は、3点につきまして質問させていただきます。

不法に放置されている自動車の対策について質問いたします。

最近、あちらこちらで放置自動車を見かけます。ナンバーを外し、道路を占領した悪質な車は通行の妨げになるばかりか、町の美化を損ない、犯罪にまで発展しかねない状況であります。先月も、市民の苦情がありまして、何とか撤去をしていただきほっと安堵しているところですが、その節は職員がとてもよく動いてくれまして、市民も心から喜んでおります。本当にありがとうございます。しかし、それまでに大変日数がかかりまして、二、三年間はそのまま放置されていたんじゃないかなと思うんですけれども、市民にとっては大変迷惑な日々でした。

自動車は財産であり、道路交通法により警察の管轄のため行政が手を出せない、どうしても時間がかかってしまうのが実情のようです。不況などによって全国的にもこの放置自動車がふえている現況を、ある市では、20万円の罰金が科せられるよう、また持ち主不明な車に対しては強制撤去ができるよう条例を制定したとのニュースを耳にいたしまして、私は我が瑞穂市でも何らかの対策をしていく必要があるかと思いますが、お尋ねをいたします。

続きまして2点目でございます。

合葬式の墓地の建設をとということで、これは旧穂積町のときにも私、させていただいた覚えがあるんですけど、また市になりましたのでお願いしたいと思ひまして、質問させていただきます。

墓を継承する親族のいない個人や夫婦が生前に使用料を支払い、申し込む方法で、合葬式墓地といいます。以前、「もやいの墓」というのをテレビで見たことがあります。関西方面だったように記憶しております。東京都立多摩霊園では、4,800体の遺骨を埋葬できる墓地が昨年6月に完成し、使用料は1体5万9,000円から10万3,000円で、普通の墓の10分の1以下だそうです。小平霊園では3,000体分で、既に募集が終了しているとのこと。公共では、全国的にも見てまだ少ないですが、少子化の影響や公共施設という信頼性もあって人気が出ています。近ごろでは、老後は他人と暮らす老人ホーム、ケアハウス、グループホームなど、昔と違い、家族と過ごせる人はごくわずかです。墓も、これから先、子供や孫は当てにならず、皆で継承していく時代が来れば安心して死んでいけるはず。既に私はその中の一人でありまして、あと30数年もすれば、そこの共同墓地にいたいと願う私でございます。すぐには無理と思いますが、この先、こういった核家族化で無縁墓地になる方も多いと思ひますけど、皆でお参りしていただければ寂しくもないし、安心して死ぬということで、ひとつぜひこの瑞穂市でも、こういった公共による墓地を考えていただきたい。私のような者にとって切なる願ひでございますので、市長の考えをお聞きしたいと思います。

3点目でございますけれども、学校図書について。

先日のPTA地区懇談会におきまして、生津小学校では、学校週5日制になって、土・日の過ごし方について話し合いが行われました。そのとき、校長先生から、金曜日の夜には図書の本を2冊以上借りていく子が多く見られるとのお話がありました。大変喜んでおりました。ところが、穂積小学校では本が少なく、2冊はとても借りられないと、1冊も借りられないような状況ということをお聞きいたしまして、実態はどうなのか。それで、人数が違うと思うんですが、生徒の数が違うのに割り当ては各学校同じだということをお聞きしておりますが、そういう人数に対して本を配布していただきたいのでありまして、その辺はよく、うんうんとうなずいていただいておりますので、また他の学校の状況はどうなのか、その辺もお尋ねしたいと思います。

以上でございます。また、御答弁によっては再質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議長（吉本幸一君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 議員御指摘の放置自動車につきましては、平成14年度におきましては、過年度を含め47台発生しております。うち、本人への通知によって移動した台数は31台、行政で撤去した台数は10台でございます。本年度は、現在までに過年度を含め36台発生しており、うち本人への通知によって移動した台数は2台、行政で撤去した台数は22台でございます。現在、市内には12台の放置自動車がありますが、穂積グラウンドに5台、道路上に7台あり、現在、手続中であります。放置自動車の中にはナンバーつきのももございますが、大半はナンバープレートが外されておりますので、警察署等関係機関と協力し、ナンバー照会ないしは車体番号等を調査し、所有者発見に努めておりますが、所有者が見つからず、やむなく公費を投じて撤去している状況でございます。

2004年7月からは自動車リサイクル法が施行され、使用済みの自動車から出る部品を回収してリサイクル、もしくは適正に処理することを自動車メーカーに義務づけることとなります。このリサイクルに必要な費用は自動車の所有者が負担をし、新車購入時に支払いをすることとなります。これにより、メーカーが責任を持ってリサイクルをすることとなります。反面、それ以前の自動車に対しましては、処理費用がさらに高くなるため、放置自動車の増加が懸念されております。本市は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例を制定しており、放置自動車対策に関しましては、他の自治体に先駆けて取り組んでいる状況でございます。

議員御指摘の他の自治体における条例等の制定状況でございますが、最近、制定している自治体の中には、市の施設等への自動車を放置し、市長の撤去命令に違反した者につきましては20万円以下の罰金を科すなど、罰則を盛り込んで条例を制定している自治体も出ております。さらに、福岡県の北九州市では、自動車の放置者の氏名を公表する条例を制定し、撤去命令に従わない所有者に対しましては、罰則規定として20万円以下の罰金に加えて、市広報などで氏

名を公表することなども定めております。このような他の自治体の例も参考にしながら、放置自動車対策を、条例に従いまして撤去期日を短縮するなど、早急に撤去できるよう今後検討を
してまいりたいと考えております。

今後とも、市民が安全で快適な生活を営むために、放置自動車の発生の防止及び適正な処理
を行い、地域の美観の保持等をするとともに、良好な都市環境の維持に努めてまいりたいと思
いますので、放置自動車の通報など、議員の皆様方の御理解、御協力をお願いいたします。以
上です。

議長（吉本幸一君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 桜木議員さんの、合葬式墓地の建設についてお答えしたいと思います
です。

議員御指摘のように、合葬式墓地は、個人や 家として独立した墓に遺骨を埋葬する方式
に対しまして、一つのお墓に多くの遺骨を共同で安置をし、墓を継承する親族のいない個人や
夫婦が生前に申し込むケースが多く、使用料も通常のお墓と比べますと非常に格安なのが特徴
でございます。現在、多種多様の宗教が信仰されている中での合葬や、永代供養の点からいっ
ても、非常に難しい点があるかと思えます。今後、霊園の建設計画を行うときには、合葬式墓
地も霊園内に設けるべきかどうか検討課題になろうかとは思いますが、今後、この時点等に
検討させていただくということで御理解を賜りますようお願いして、答弁とかえさせていた
きます。

議長（吉本幸一君） 続きまして、福野教育長職務代理者。

教育長職務代理者（福野 正君） 桜木議員さんの3番目の、学校図書についてお答えを申し
上げます。

御質問の生津小学校の実態については、平日の貸し出しにあっては1冊、休日の前日にあっ
ては2冊までと制限をしております。また、質問の穂積小学校の実態については、生津小学校
と全く同様の貸出基準で行っています。そのほかの学校につきましても、市内は、小・中学校
とも貸出基準は平日は1冊でございます。あと、学校によっては休日の前日は2冊まで、ある
いは夏休み、冬休みは3冊まで、読書週間にあっては2冊までと、それぞれ決めております。

本市の学校図書の購入費でございますが、幼稚園の方は38万円、小学校は1校当たり80万円、
中学校は1校当たり100万円の、総額898万円となっております。学校一律の予算となってお
りますので、来年度からは学校の規模、いわゆる生徒の数に応じて予算配分を考えていきたく
と思っておりますので、よろしくお申し上げます。

また、現在、巢南庁舎の南側に保健センターと図書館の複合施設を建設しておりますが、こ
の図書館にあっては、特に幼児とか児童を中心とした図書を充実させた施設を考えておりま
すので、完成後は大いに利用してもらえらると思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（吉本幸一君） はい、桜木議員。

1 番（桜木ゆう子君） ありがとうございます。

大変、3点とも、私の気に入るような御答弁をいただき、本当にありがとうございます。本当に放置自動車に対しましては、長い間かかって取り去ったんでは、これはもう本当に半減いたしますので、早い撤去を希望いたします。

また、合葬式墓地につきましても、本当にこれから一人の人が多くなりますので、私の身の回りにもひとり者はたくさんおりますので、この人たちと一緒に墓に入れるようにひとつお願いを申し上げまして、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（吉本幸一君） 続きまして、20番 辻 文雄君の発言を許します。

20 番（辻 文雄君） 20番 辻 文雄でございます。

2点だけ、瑞穂市としてどう取り組むかということで、市長の考え方をお聞きしたいと思います。

きょうは、建前と本音でございますが、私は本音できょうは質問をしてみたいです。

まず本巢広域行政ということです。

御承知のように、本巢広域行政というのは、お互いに互助精神で助け合っていこうと、こういうのが基本原則なんでございます。そういう中で、私もこのたび、監査という非常に責任ある立場で、大和園を初め各施設をつぶさに、監査と、その施設を実は調べてまいりました。

国の基本方針でございますが、その中で今後の運営についていろいろお尋ねしてまいりますと、国は財源が非常に厳しいということで、今後は国の財源、補助金というものは大体20%で抑えるという形で、今後の財源についてどう取り組むかという問題で、かなりその辺の議論を申し上げました。

その場合、まず各自治体が御負担を願うのか、利益者負担になるかということは今後の大きな問題になっていくだろうと私は思っています。その中で、非常に私は今度の合併の問題の中で医療、今、北方町が御承知のように休日診療施設というものが入っておるわけなんです、ちょうど厳しい選挙戦になっておるわけです。その結果についてはどういうふうになるかわかりませんが、そういうことで本巢広域行政は先ほど申し上げたように、基本的に互助精神でいこうということでやっておるわけなんです、これは非常に、先ほど申し上げたように本音の中で私は業務をしているわけなんです、北方町が岐阜市という問題になりますと、これは施設の問題、ひいては5町消防の問題まで影響してくるだろうと、こういう形でおります。

今、桜木議員がちょっと御質問をされたように、今、老人対策であらゆるところでそういう施設がどんどんできているわけなんです。北方町に今度新しくできる、いろんなところででき

ているわけなんです。そういう場合に莫大な経費がかかっていくということになりますと、これは大変な大きな問題だと。先ほど申し上げたように、もうきれいごとで、耳当たりのいいことを我々議員としては言っておれないというのが現状であろうかと思えます。

そういう点で、今後、そういう問題について、瑞穂市として執行部と議会とどう取り組むかということの特に市長にお願いして、もう国だとか県だとかそういう広域行政に頼る時代ではないと、私はそういうふうに思っていますんで、その点を市長に、この辺の問題をあえぎながら行くわけなんです、各町村ともそういう問題を、会議の席上では建前論で非常にいいことを言われるんですけども、なかなか先ほど申し上げたように本音が出てこないということでございますので、ぜひ本巢広域行政というのは非常に大きな問題にこれから解決していかざるを得ないと、こういうことで市長にお尋ねをしたいと。

第2点目は、最近、非常に新聞に出ている樽見鉄道という問題についてお尋ねをしておきます。

私も、広域行政等々の関係でいろんな町村の方とお話ししております。さも存続ということで、私も新聞だけでございますので、かなり5万近くの署名活動をされているというようなことでございますが、これもいろんな問題があります。旧巢南町で、岐阜・巢南・大野線で御承知のように来年の3月ぐらいに恐らく開通式が行われるだろうと思いますが、あの樽見鉄道一本のために10億以上の金がかかっているということでございます。

また、新聞の活字を拾いますと、住友セメントの貨物輸送が減ったとか、非常にそんなことを表現されておるんですが、私も長年、営利企業で営業をずっとやっていました。やっぱり企業としては採算を合わせるがためには、トラック輸送が安ければトラック輸送になると。私は幸いに樽見鉄道のすぐ近くに家を構えておるんです。確かに夜中の貨物輸送は大幅に減っています。そういうことから考えて、再度、住友セメントに全部樽見鉄道に切りかえるというのはいささかどんなものであろうかということで、樽見鉄道についても同じように瑞穂市としてどう取り組むかと。

新聞の活字を拾いますといろいろ出ていますが、私はこれもはっきり申し上げて、真正町の議会選挙が今月の末に実施されます。その後には、樽見鉄道という問題は真正町としてはっきり出されると私は確信をしております。それはどういうことかという、今度、関ヶ原線の問題、それから旧真正の真桑地区の下水道事業を全部やるわけなんです。そうなると、樽見鉄道、あるいは名鉄、それから今申し上げたように関ヶ原線。この間、真正の議員にもお聞きしたんですが、関ヶ原線は4車線であると。高架にしてもアンダーにしてもざっと26億かかるんだと。これを平面でいけばそれだけの経費がかかるということで、私の方は町会議員の選挙が終わりましたら真正としてはっきり出しますということは、樽見鉄道の廃止という方向だそうだそうです。これは選挙の結果でございますので、そういう意味で、私はこれもぜひひとつ議会と執

行部で、瑞穂市として樽見鉄道というものはどうするんだということを真剣に取り組んで、将来、瑞穂市のまちづくりの中にもどういう形でそういうものを取り上げていくかということで、市長としてその2点だけ、今後、私が申し上げたように議会側と執行部側とそういう協議会をつくって検討していくことについて御答弁をお願いしたいと思いますが、よろしくひとつお願いします。ありがとうございました。

議長（吉本幸一君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 辻議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

御指摘の問題は、二つとも、まちの将来に対して非常に大きな課題を抱えておりますので、少し答弁が長くなるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

まず本巢広域行政という問題でございますが、広域連合というものが、私は今日までは非常によく機能してきたんじゃないかと、こんなふうに思っております。しかし、これで合併が進んでまいりまして、広域連合の実質的な構成メンバーとしてはこの瑞穂市と本巢市と二つの形になると思うわけでございます。北方町さんが岐阜市へ行ったときも、あの地域だけはこちらの広域連合の中に残りたいという御意思を表明しておられますけれども、広域連合としての運営の中にいろんな問題が実は残ります。

端的なことを申し上げます。介護保険、それから公平委員、これは残ることはできません。要するに一自治体が二つの組織の中でやることはできないんですね。ですから、はっきり言いまして、今広域連合がやっております業務のうち、この二つについては参画できないということとははっきりしております。それじゃあ、その部分だけをのけて、残りの部分だけ広域連合の中に残って広域連合の運営が円滑にできるのだろうかという問題があるわけでございます。それは端的なことを申し上げまして、単純な負担の問題なんかを計算すればいいじゃないかということかもしれません。特に本巢広域の場合には、いろんな問題について特別会計制度でやっておりますので、それぞれの特別会計についての分担金という形であれば計算できるかもしれませんが、しかしそこにおきましても、一般会計といいますか、全体を掌握する総務的な費用というものの案分をどう考えるかという一つの難しさが残ります。

それよりも、非常に難しい問題は議会の運営でございます。要するに、参画していない事業に対する議決をどうするかということなんです。そのときだけは議場を出ていけばいいじゃないかというような極端なお話もございませぬけれども、それは議員として賛否に参加をしなかったということだけでございまして、議決権としては厳然としてあるわけでございます。だから、その権利を放棄すればいいじゃないかということだけでございます。放棄するかしないかというのはその人の意思でございまして、制度的にそれを制限することはできません。だから、そのあたりが運用の中でどうなるのかという一つ。

それからもう一つ、非常に微妙なところがあります。人事案件でございます。これを議会で

付議していく場合に、要するに人事案件についてはすべてに関係しているんですけれども、関係しない部分もあるわけなんですから、そのあたりを考えた場合に、そのあたりをどう考えるかという問題がもう一つ残ります。

そういうところを考えていきますと、現実の問題として、広域連合というシステムについては、部分的に加入する、しないということは非常に難しいというのが私の判断でございます。一部事務組合の場合は、やっている事務の中で部分的な加入というのは可能だと思います。というのは、まだそれに対する議決するというものも、部分的な議決がやれますので、ですけれども、広域連合の場合はそれが不可能でございますので、私はその辺は非常に難しいというふうに判断をしております。

そうしますと、今の御指摘の問題の休日診療、あるいは本巢消防のあり方というのをどう考えるかということでございますが、今申し上げましたように、この広域連合の主たる参画者というのは瑞穂市と本巢市でございますので、これらの拠点につきましては、この両市の中に本拠地は配置されるべきじゃないだろうかと思いますし、さらに一言加えさせていただければ、休日診療は今日までいろんな意味でそれなりの役割を果たしてきたと思いますけれども、今の交通の利便性、あるいは総合病院の休日急患に対する受け入れ態勢を見ていった場合に、これからも残していく必要があるのかどうかという点も逆に考えた方がいいんじゃないかと申し上げます。失礼な言い方かもしれませんが、本巢市あたりは、今度岐阜大学の病院があちらへ移転いたしますと、むしろあちらへ行った方が近いというようなことも言い切れるくらいだと思います。そんなことを考えてみますと、この診療所をそのままこれからも、そういう状況が変わった中で維持していくのがいいのかどうかというようなことも、結局、検討していかなければならない事項ではないかと思います。

それから、老人福祉施設の大和園の御指摘でございますけれども、私は基本的に、民でできるサービスはなるべく民に依存した方がいいという判断でおります。そういう意味で、郡内におきましても、その関連の施設につきましては民間で多くの方々がやりたいという御希望がございますので、そういう方々とのいろんな意味での調整を重ねながらできるだけゆだねていく。そしてまた、その運営については我々としていろんな点で御指導も申し上げ、協力もしていくという体制をとっていくのがいいんじゃないだろうかと思いますので、そのあたりのこともこれからの検討課題かなあというふうに思います。

それで、それじゃあ瑞穂市としてどう考えるかという問題が最後の問題になると思いますが、私自身といたしましては、広域連合でやった方が瑞穂市としてはるかに効率がいい、そしてまた、より福祉サービスのレベルが上がるという性格のものについては積極的に参画していくべきだと、このように思います。ですから、広域連合でどの事業をやっていくかということにつきましては、広域連合でやることの効果、効率というものを考えて、広域でやるか、単独でや

るかという判断をしていくべきではないだろうか、こんなふうに考えます。

それから、次に御指摘の樽見鉄道の件でございますけれども、非常に難しい状況の中に樽見鉄道はあると思います。

ちょっとデータの的に調べてみましたんですが、樽見鉄道は御指摘のセメント輸送につきましては、要するにピークが平成2年で54万トン輸送しておりましたのが、平成14年、去年では17万トン、3分の1に落ちているということが言えるのではないだろうか、こんなふうに思います。それじゃあ人はどうだということなんですけれども、実は人間も減っているんです。要するに人も平成7年がピークで104万人輸送しております。ところが、平成14年には71万人まで減っております。要するに3割落ちているわけですね。ですから、みんなもっと人が乗ればいいじゃないかということも言えるんですけれども、人の方も減っております。それじゃあ瑞穂市の状況はどうかということでございますが、これは前のデータがちょっとわかりませんのですけれども、現在、平成14年の数字で瑞穂市内にあります樽見鉄道3駅の乗降客を見ますと7万7,000という数字でございます、1日大体200人という数字かと、大ざっぱに見ますと。これは乗降客でございますので、利用者としては、片方しか利用しない人もあると思いますので100人とは言えないと思いますけれども、100人強というのが1日の利用者だと、このように考えるわけでございます。

その中で1億2,000万円の赤字、これを沿線の自治体で負担するかどうかという問題が議論になっておるわけでございますが、今年度の負担の1億2,000万円というものを、県が2分の1負担してほしいということで陳情しております、残りは沿線自治体で負担する。その場合の試算で出てきておりますのが大体、非常に大ざっぱでございますので、また数字が間違っただとってしかられるかもしれませんが、瑞穂市としては約600万の負担を要求されるという数字になるんじゃないだろうかと推定をしております。

そうしますと、端的なことを申し上げまして、1日に100人の方々の利用される足のために600万円拠出して、これからも毎年まだふえると思います。要するに、今申し上げました、セメント輸送量はまだ減ります。それから、私はまた人口の移動状況から見ていくと、人も減ると思っております。そういうことを見ていくと、まだこの赤字は、これからむしろ減るんじゃなくてふえると私は思っております。

それだけの負担がふえていくわけなんです、どうしてもその方々の足等を確保するために鉄道にこだらなければならぬのかということだと思います。なぜかといいますと、樽見鉄道の存続を非常に強く考える場合、多少地域によって違いますので、私の考え方自身がどうかということもあるかと思っておりますけれども、瑞穂市として考えてみた場合に、鉄道だけにこだわって町の中の利便性を考えなくても、行き来したりなんかする、要するに公共交通的な手段としての方法というのはほかにもあるんじゃないと。それだったら、いろんな手段の中からの選択

肢として最も効率のいい、また住民サービスにもつながる方法はどれなのかということをしっ
かりと模索する必要があるのではないかと思うわけでございます。

当然だと思いますけれども、現在の議論というのは、樽見鉄道を残すんだという大前提での
理論になっておりますけれども、地域の公共交通機関、あるいは利便性として考えた場合の鉄
道というものをどう考えるかという視点から、この問題については検討をしていく必要がある
んじゃないだろうかと、こんなふうに思います。そういう意味で、この連絡協議会におきまし
ては、樽見鉄道の将来の見通しについてコンサルでいろいろと調査をしていただくという方針
が決定しておりますので、そのあたりの答申というものも年が変われば出てくると思います。
だから、そのあたりが出てきました時点では、この問題について瑞穂市としてはどう考えるか
ということで、皆様方で真剣にひとつ御検討もちょうだいしたいと思いますし、またそこで私
なりにもいろいろと意見の交換をさせていただきたい、こんなふうに思います。

樽見鉄道の将来の取り扱いにつきましては、議会の皆様方としっかりと議論をして方向を決
定していきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

20番(辻 文雄君) ありがとうございます。

議長(吉本幸一君) 続きまして、7番 小川勝範君の発言を許します。

7番(小川勝範君) 議席番号7番 小川勝範でございます。

瑞穂市の行政に対して3点質問をいたします。

まず1点目でございますが、合併後の全体のすり合わせでございます。

5月1日合併後、本日139日たっております。この土・日を除くと96日が既に過ぎておりま
す。そして、合併が内定されて最も最短で瑞穂市が誕生したわけでございます。そこで、合併
の細かい協議が相当先送りされて合併をされております。現在、全体の協議のすり合わせ等
について、内容をお伺いいたします。

続いて2点目でございます。

瑞穂市全体の公共施設の駐車場でございますが、先般もこの公共施設をずうっと見ておりま
すと、大変駐車場が不足しております。現に瑞穂市全体で図書館が1カ所、保育園が6カ所、
幼稚園が1カ所、保育教育センター3カ所、小・中学校10カ所と、あらゆる公共施設がござい
ますが、現に駐車場を利用しておるのか、そしてなお不足しておる公共施設に新たに駐車場の
建設の計画があるのか、お伺いをいたします。

最後の質問でございますが、上水道の幹線路の設置についてでございます。

瑞穂市の上水道の水源地では、宮田、本田、馬場、別府、牛牧、瑞穂市呂久・神戸町共同の
水源地を合わせて6カ所の水源地がございます。そこで、今現に呂久と神戸町が共同してお
るんですが、それ以外5カ所の水源地の連携をとり、全体の水道管のパイプラインの設置の計画
があるか、お伺いをいたします。質問を終わります。

議長（吉本幸一君） 今村調整監。

調整監（今村章二君） ただいまの小川議員の合併後の全体的なすり合わせの関係について答弁をいたします。

それで、合併に伴う協議事項といたしましては、全体で約 1,200件ほど、多岐にわたっております。それで、現在、それらについて合併後それぞれ調整方針があるわけでございますが、それに基づいて必要な調整がされ、実施に至っておりますかどうか調査を始めたところでございます。

それで、まだ中途の段階でありますので、その限りでお答えをしたいと思うわけですが、約 1,200項目のうち、2割強ほどの事業について調査票がひとまず返ってきておると。それで、概略の状況としては実施、実現を図られたものが9割強、今後なお調整を要するものが7%ほど、先ほど139日目というようなお話もございましたが、合併後ほぼ四月半ほど経過をしまして、ひとまず大半のものが実施をされておるという整理ができるのではないかとと思いますが、なお現在把握している中で調整中項目の主なものとしては、例えば市民憲章の制定に関すること、あるいは総合計画の策定に関すること、あるいは農事改良組合の活動促進事業に関することなどがございます。それで、市民憲章の制定、あるいは総合計画の策定については、いずれも16年度中に制定、あるいは総合計画については新市建設計画に基づいて策定をするという方向で市長公室の方で事務を進めており、また農事改良組合活動促進事業の関係については、実施事業の整理、あるいは統合に向けて都市整備部の方で見直しがされておるといった状況であります。

それで、今後の取り組みとしては、早急に調査の方を取りまとめまして、調整中の項目の洗い出しを行い、できるだけ早い時期にそれらの項目が解消され、実施、実現に至るよう関係部に働きかけ、目配りをしてまいりたいと考えております。以上であります。

議長（吉本幸一君） 続きまして、関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの小川議員さんの2点目の質問についてお答えをいたします。

現在、瑞穂市内の公共施設、議員からも幾つかの例を挙げていただきましたが、そのほかにも給食センターとか総合センター、そして市民センター等々がございます。こうした公共施設には、その用途に応じまして、駐車場は必要不可欠なものとして確保されているところでございます。駐車スペースは、現在のモータリゼーションの社会になくってはならないものというふうに考えております。

それぞれの施設の状況を見ますと、以前からの施設と、そして近年新たに計画されたものとは、確保されている駐車スペースに大きく異なるものがございます。御指摘をいただきましたが、この駐車スペース、平常時は何とか満たしているものの、運動会とか卒業式など大

きな行事が行われますと路上駐車が目立ちまして、一般の通行者に大きく迷惑をかけておるといような現状もございます。しかしながら、これもすべての施設ということではございません。年に数回の行事ということと、もちろんこうした行事に出席される関係者には、案内文書の中で駐車場の不足を訴えまして、お車でのお席を御遠慮いただくとか、自転車、もしくは乗り合わせをお願いするなど方法を講じておるといことは御承知のとおりでございます。

今後につきましては、御指摘をいただきましたそれぞれの施設の用途に応じまして、実態を調査いたしまして、対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（吉本幸一君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 上水道配水管設置について答弁をさせていただきます。

瑞穂市水道事業設置条例第3条に、給水区域は旧町単位で2地区となっております。特に巢南地区の現状を管径から申し上げますと、口径50ミリ以下の配水管1万6,436メートルで全体の29%、消火栓においては483基のうち、接続口径50ミリが334基と、消火栓としての能力が十分でないと思われる消火栓が全体の69%、また管種はV P管が4万8,775メートルと全体の85%、施設の使用状況は、負荷率83.8%、施設利用率69%、最大稼働率82.3%と、全国法適用同規模上水道事業体863団体の平均値を大きく上回っております。また、平成9年より6年間で、水の需要も10万立方メートル、率で11.1%と急激に伸びておりますことから、9月11日、12日両日でございますが、巢南地区の消火栓10カ所に水圧計を設置し、時間ごとの水圧測定を実施し、市内全域に水が安定的に給水できるよう、北より北五六川橋、新五六川橋、十九条橋、上犀川橋、下犀川橋と5カ所ある旧穂積との幹線管路の接続可能位置を早急に決定してまいりたいと思います。

また、新たに犀川堤外地区画整理事業区域を含めた給水区域の見直し、管路網の整備及び既存5カ所の水源地を含め、新たな水源地を含め、新市水道事業基本計画を本年度中に策定し、上下水道事業審議会に検討していただけるよう現在事務を進めておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（吉本幸一君） 小川君。

7番（小川勝範君） ただいま質問をいたしまして、合併後の協議会について相当難しい点があるというふうに私の方にも聞いておりますので、ここで市としてある程度基本方針を出して、ここはこうやってやれというような指導が何らかやっていたきたいなあと。両町のすり合わせ等できんことが相当ありますので、どうですか、市長さん、この辺で市長としてこうやってやれというような指導をちょっと持っていただけんかというように、ひとつお願いをしたいと思います。

そして駐車場の件ですが、旧巢南についてはほぼ駐車場は確保しておるんですよ。穂積町でもずうっと回っておると、堤防でも職員の車がとめてあるとか、朝、通勤をやっておるのにこんなところにも車がとめてあるやないかと。どうもそういう駐車場が確保してないというようなことでございますので、水野部長さん、どうですか。幼稚園の際に農地があると、そこらは簡単に農地の許可をおろせるんでしょう。そこら辺のところはどうですか、部長には言ってないんですけど、なるべく緩和して、なるべく安く駐車場を借りて、そして皆さんに利用していただくというように、部長さん、どうですか、ちょっともしあれだったら質問にお答えいただけんかと。

そしてパイプラインの関係でございますが、今の松野部長から聞いておりますと、巢南町は相当管が細いということで、5カ所を連結をされると恐らく水圧の関係がありますので、パイプラインをつくる前に、旧巢南のパイプをなるべく早く太くしていただいて、対応ができるよう措置をしていただきたい。

市長と水野部長さん、ちょっと簡単をお願いします。

議長（吉本幸一君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 合併後のいろんな事業のあり方についての御指摘でございますけれども、どうしても今までやってきたことにとらわれての議論が多いわけなんですね。だから、私、前にも合併に対しての基本的な考え方ということで申し上げておりましたように、これからの瑞穂市でどうしていくのかということで議論をしていただければと思います。私は、難しい問題があれば、基本的にそういう考え方で方向をつけていくというような形で、できるだけ早く一つの体制で動くようにしていきたいと、このように考えておりますので、またいろんな事項につきまして、その方向についての考え方やなんか、いろいろと御助言がちょうだいできれば非常にありがたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

議長（吉本幸一君） 水野部長。

都市整備部長（水野年彦君） 農地法につきましては、公共事業の場合は、当然支障ありませんので、ただ問題はそこに出していただく人があるかどうかということと、あと必要性の問題がございます。農地法は何ら問題ありません。

〔7番議員挙手〕

議長（吉本幸一君） 小川君。

7番（小川勝範君） 以上で質問を終わりますが、先ほど質問をしましたことにつきまして、執行部として極力前向きの姿勢で考えていただきたいと思います。とかく総務部長、そこら辺のところはよく考えていただきたいと思いますので、質問を終わります。

議長（吉本幸一君） 続きまして、2番 新井正信君の発言を許します。

2番（新井正信君） 2番 新井正信です。

瑞穂市をよくする市民参加の協議会設置についてということで、御質問をします。

合併特例法により、遠い町村に地域審議会が設置できるという条例があり、瑞穂市は2町合併というミニ合併であり、私は必要ないとは思いますが、各小学校校区にこれから瑞穂市をどうしたらよいまちに発展できるか、市民の意見を聞いて、できるよいことは少しでも実現してはいかがでしょうか。私の考えでは、市内には多くの学識経験者等またいいアイデアや提案をいただける、そういう人たちを活用させていただき、例えば自分たちの住んでいるふるさとでするので、ふるさと開発協議会というような、仮の名称ですけれど、つくって、自分たちの住むところは、市民、また私たち議員も一市民ですし、行政一体となり、住みよいまちをつくっていきたいと思います。市長も、瑞穂市が少しずつよくなる、夢があって楽しいと話しておられますが、議員や市民も同じ夢があります。これから先の子供たちのためにも、夢を実現するよう努力したいと思いますので、市長のお考えを聞かせていただきたいと思います。以上で終わります。

議長（吉本幸一君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 新井議員の御意見に対して答弁させていただきます。

ふるさと開発協議会というようなものを設けて、みんなからまちづくりについているんな意見を聞いて、すばらしいまちをつくっていったらどうかという御提言でございますが、本当に私はそのとおりだと思います。私ども自身といたしましても、できるだけ多くの方にいろんな形での御意見を承っていきたく、このように思いますが、一つのテーマ、課題に対していろんな御意見をちょうだいし、あるいは御審議をお願いするという形のものはそれなりにあるかと思っております。また、私ども自身といたしましても、いろんなプロジェクトを組んでいくときに、それに関係しておる団体とか、いろんなそういう関係に知識をお持ちの方々の意見をできるだけ聞くというような形の機会というか、場をつくるというようなこともやっておりますが、それは一つのテーマに対してでございますので、この地域をどうするかというような問題、あるいは自分たちのコミュニティーをどうするかという問題に対しての議論の場というのは、御指摘のとおりないんじゃないかと、こんなふうに思います。

そういう意味で、私、今のお話を聞いていて思いましたのは、県なんかやっていますガヤガヤ会議のような形のものが、あれは少し形にはまり過ぎていますので、そこまでのよりむしろ形の全くない、要するに無責任発言をお互いにし合うぐらいのような形で、いろんな意見の交換をし合うというか、思いを述べ合うような場づくりというのは、おもしろいんじゃないでしょうかと思います。また、そこの中からいろんなヒントというものが出てくるんじゃないかと、こんなふうに思いますので、あまり型にはまらない形での、そういうような場所づくりというものも一遍考えてみたいなど、この御提言を聞きながら思いました。

そして、そういうところでむしろ皆さんからいろいろと建設的な御意見、あるいは時代の変

化に対する情報、そういうようなものを積極的にいただく中で一つの組み立てをしていったらと、こんなふうに思います。

一遍どんなふうによつたらいいだろうか、またどんなやり方がいいんだろうかということをよく担当ポジションなんかとも検討してみて、運営のあり方については試行錯誤になるかと思えますけれども、ぜひやってみないと、このように思いますので、またその節はいろんな点で御提言をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（吉本幸一君） はい、新井君。

2 番（新井正信君） ありがとうございます。

私の考えでは、市長が言われたように、瑞穂市全体というのは非常に難しい、校下あたりというのは、一自治会だけではどうしようもできない。例えば地域の住民がこの道路をよくしようということであれば、その一自治会だけじゃなしに、次の自治会にもつながっていく道路です。そういう幾つかの自治会の中で話をして、自治会長もお見えですので、その自治会の中で、地域の人たちが本当の理解を得られれば道路の拡幅なんかもできますし、そういうことがあって市の行政も進められていくと思います。

何を言いたいかというと、今までの町長と語る会というようなものは、やじ中傷だけで終わって何も、どちらかというとな効果がなかったわけなんですけれど、今、市長が言われましたように、瑞穂市をこれからどうよくしていくかと、この大きなテーマがあるわけです。その中には、道路、老人福祉、環境、ありとあらゆるいろんな要望が市民の中から出てくると思うんです。その中で、自治会で、じゃあこういうことは自分のところでできるで、自分たちのところでやってみようじゃないかということをし少しでも取りまとめて、その中で自治会も協力しますし、市としてもそれなりの援助をして進めていこうじゃないかと、これが今後瑞穂市が発展する大きな一つの礎になるかと思えます。ぜひとも、本年度じゃなくて来年度の予算の中にも、目的をしっかりとって、人を中傷するような会議じゃなくて、瑞穂市をよくすると、市民も自治会も皆さん立ち上がってやるんですよという協議会というんですか、市長が言われました話し合いの場、そういうのもぜひともつくっていただきたいと思えます。以上で終わります。

議長（吉本幸一君） ここで、議事の都合により暫時休憩をいたします。

食事を含めまして 1 時から再開をしたいと思しますので、よろしく願いをいたします。

休憩 午前 11 時 49 分

再開 午後 1 時 00 分

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は 30 名であります。休憩前に引き続き会議を開きます。

10 番 山本訓男君の発言を許します。

10番（山本訓男君） 10番 山本訓男でございます。

2点にわたって一般質問をしますので、よろしくをお願いします。

まず1点目としまして、福祉コミュニティーについてお尋ねいたします。

ふるさと福祉村の取り組みについて。

いつまでも安心して暮らしたい、これはみんなの願いではないでしょうか。少子・高齢化の進む中、健康・医療・福祉など、生活上の不安は少なくありません。こうした不安や課題をお互いの助け合いの中で解決しようと、各地でふるさと福祉村の取り組みが始まっています。高齢者や障害者、母親、児童などの皆さんが、いつまでも住みなれた地域で安心して暮らすために必要な健康・医療・福祉を初め、生活全般にわたるサービスをお互いに提供し合う相互支援のコミュニティーです。瑞穂市においても、新しい地域コミュニティーの一つとして取り組まれてはどうか、市長のお考えをお伺いいたします。

2点目といたしまして、街路灯に太陽光発電をとということで、太陽光発電を電源にした街路灯をつくられてはどうかと考えます。震災等の停電のときも電源が確保でき、人目にもつきやすく、環境にも優しい、安全に避難行動ができる、大規模に設置することにより町の景観を向上させることができます。また、交通安全や防犯対策として太陽電池を用いた照明灯を活用し、環境に優しいまちづくりを進められてはどうか、市長の考えをお伺いいたします。

以上でございますけど、よろしくをお願いします。

議長（吉本幸一君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 山本議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

ふるさと福祉村構想という地域のみんなで助け合っていこうと、協力し合っていこうとこの考え方というのは非常に大切なことだと思います。現実、瑞穂市内におきましても、それぞれの集落におきまして、要するに独居の老人の方々に対していろいろと交流をされる場所をつくったりとか、いろんなことでボランティア活動なんかも展開していただいておりますし、そういう意味では非常に喜ばれておりますし、毎日のそういう方々の生活を明るくしていくという意味で非常に効果があるんじゃないかと、また意義があるんじゃないかと、こんなふうに思っております。

ただ、地域活動してとらえますときに、福祉だけを一つのテーマとして地域活動をとらえるということはなかなか難しいことだと思います。それよりも、ここで山本議員がおっしゃっています生活全般にわたるサービスをお互いに提供し合って、要するに相互支援のコミュニティーをつくるという考え方で地域コミュニティーをつくり上げていけば、その中で生活される、これは表現が悪いかもしれませんが、要するに弱者の方々对生活に対しても、大きな安心、あるいは安定というようなものをもたらすんじゃないかなあと、こんなふうに思います。そういう意味で、私は地域でのコミュニティーの活発な活動を展開していただくように、また

お互いに心和む形で交流がしていただけるような条件整備については積極的にやっていきたいと考えております。

その中で、どんなテーマを取り組んでいくのがいいかというようなことも、またいろんな意味でその地域に対して御助言というか、ヒントを差し上げるということも大切かと思っておりますので、そんな点につきましてもまたいろいろとお聞かせいただければ、非常にありがたいと思います。

街路灯に太陽光発電をというお話の件につきましては、担当部長の方から具体的な点は答弁させていただきますが、日常の問題につきましては、コストの問題とかいろいろなことで若干難しい点もあるかと思っておりますけれども、非常事態を考えた場合には、場所によっては非常に大切な使い方ができるんじゃないかと。例えば停電で全く電気が来ないときにも、これは動いているというようなことも起こるわけでございますので、その辺はまた逆に使い方工夫すると、このお考え方というものは非常に意義があるものではないかと、こんなふうに思います。

議長（吉本幸一君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 私の方からは、街路灯につきましてお答えさせていただきます。

現在、瑞穂市では、蛍光灯、ナトリウム灯、水銀灯の3種類の街路灯と防犯灯を設置しております。通常は電力会社による電源を供給しております。市内には306基の街路灯と自治体管理灯の約2,000基が設置してありまして、主に駅付近の自転車、歩行者と、車の往来が激しく危険性が高いところ、また通勤、通学道路の交通安全、あるいは防犯対策、コミュニティ道路などの歩行者優先道路につきましては、楽しく歩ける、例えば別府細工をモチーフにしましたオレンジ灯、また主要交差点の歩行者横断箇所には照度の高い水銀灯等を必要性に応じて設置しております。

太陽光発電を電源にした街路灯は、議員提案のとおり、確かに地球環境にも優しく、震災等の停電時も機能を発揮し、また太陽電池により電力を供給するための電線の引き込み工事なども不要なため、今まで困難であった場所の設置も可能であると思っております。最近では太陽光と風力を共用しました、多分メーカーの名前ですけれども、ハイブリッド街路灯もございます。ちなみに、市内では牛牧南部コミセンではソーラーパネルの照明街路灯を、別府のコミプラのせせらぎ広場におきましてはハイブリッド街路灯をそれぞれ1基採用いたしました。これらの器具はまだ開発途上でございまして、18ワットで1基約七、八十万程度の費用がかかり、現在使用している器具と比較すると相当高くなっております。今後は、行政推進の防災担当チームとも協議しながら、防災等に対応できるような設備を市内の公民館等に使用するよう考慮していく必要があると思っております。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長（吉本幸一君） はい、山本訓男君。

10番（山本訓男君） この太陽光発電等は、まず最初に震災とか災害のときの避難場所に設置して、そこが避難場所ですよということがわかるようにしてもらいたい。それからまちづくりとしましては、一つの道路をつくられた場合に、こういう街路灯としてつくっていただければ、町の景観もよくなるし、町のイメージもアップすると思います。そしてもう一つは、県も何かこれは、聞くところによると助成をしてみえるそうですので、今後のまちづくりにぜひ生かしていただきたいと思います。以上です。

議長（吉本幸一君） では、続きまして8番 小寺 徹君の発言を許します。

8番（小寺 徹君） 8番 小寺です。

3点にわたって一般質問を行います。

第1点は、樽見線の存続問題についてであります。午前中に辻議員の方からも質問がありまして、一定市長の考えも述べられましたけれども、違った視点もありますので、質問させていただきます。

樽見鉄道については、平成14年度に1億2,400万円の赤字が出たと、存続の危機状態にあるという新聞報道がされて大きな問題になってきました。現在の樽見鉄道の経営状況は、午前中にも市長から述べられましたように、旅客数が減少しております。平成8年度では、年間100万人を超える乗客がありましたけれども、その後減少し、平成14年度では70万人余りになっております。貨物輸送については、特に住友セメントの量が、平成6年度はほぼ40万トンを維持しておりましたが、平成14年度では17万トンに急激に減少するという状態の中で経営が大きく悪化する状況になってきております。しかし、乗客は今でも70万人利用している。その中で、特に5割か6割の方々が通勤・通学に利用している、特に通学に利用している方が多いということ、今後、考えていく必要があるのではないかと思います。

そういう点で、質問の一つといたしまして、樽見鉄道を公共の足として、特にその中でも高校生の通学を保障する足として、また老人の方の外へ出られる機会を多くするための福祉の足として守っていくというのを基本にすべきだと考えますが、市長の考えはどうかお尋ねをいたします。

2点目は、経営問題が大きな問題でありますので、当面緊急課題として、この鉄道の経営診断を専門のところに委託して再建計画を作成する、そういうことが必要だと私は思います。現在、沿線連絡協議会でも、その総会や幹事会の中でも、このことが議題となっております。各自治体が経営診断をやる費用を出すかどうかというのが議題となっております。瑞穂市として、そういう経営診断は必要だと、再建計画を立てると。そのための費用、資金を出すという立場で沿線協議会の総会や幹事会に臨まれるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

2点目、ごみ問題であります。

ごみ問題は、合併協議会の調整の方針の中では、当面現行の制度を継続する。新市において

制度の統一を図り、調整を行うということになっております。今後のごみ問題の処理の基本方針として、循環型の社会を目指す、ごみを資源として活用する、また自然に返していく、そういう方向を基本にすべきでないかと私は考えますが、市長の考え方をお尋ねしたいと思います。

ごみ問題の2点目は、美来の森の問題について質問をいたします。

先日、私も美来の森を見学してきました。名前がこういうふうですから、非常に立派ないい環境の施設かなあということをご予想して行ったわけですが、あに図らんや予想と大きく狂いまして、改善すべき問題がたくさんあるなあということを感じました。特に施設、また働く条件、環境、そういう点で改善する必要があると考えます。

まず施設の問題でありますけれども、ごみが収集されてきてまして、一応、分別して置いてあるんですが、そのごみが雨ざらしであるということと、分別の区分がしっかりする施設になっていないというのが現状であります。そういう点で、しっかり雨よけをして、分別の区分をはっきりさせて、そこへ収集してきたごみ、また分別したごみを一時置くと、そういう施設にする必要があると考えますが、どうか。

また、働く条件の問題として、今、施設管理公社の方が6人、そこで分別や解体の仕事をしてみえますが、テントが1張りというような状況の中で、真夏の暑いときにやってみえるというのが状況でありました。分別、また解体をするそれにふさわしい作業所をつくる必要があると思いますが、どう考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

さらに環境の問題ですけれども、美来の森の名称にふさわしい環境にする必要があると思います。あの地域は、昔、六反田野という大きな池があったそうでして、それが今、ごみで埋まっております。その埋まったところが放置状態になっております。あそこを整備し、市民が憩える公園にするような方法ができるかどうか。また、その埋め立てたところをどのように利用されようと考えてみえるか、お尋ねをしたいと思います。

3点目は、旧穂積町地内で毎月1回、分別して各地域の拠点に集積したそのごみが、業者が収集するときには、せっかく分別してあったのをごっちゃにして積み込んでしまうという状況があるそうです。その収集してきた作業車がまた美来の森へ持ってきてごみをあけて、またそこで管理公社の方が分別をするというような二重手間の状況になっているということ、住民の方からも聞きましたし、美来の森で働いてみえる方からもそういうお話をお聞きいたしました。せっかく分別したのを、収集するときにはごっちゃにしちゃうというようなむだがあるという点で、なぜこういうような問題が起こっているのか。改善の必要があると思いますが、その辺を検討してみえるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

巢南の方の状況を申しますと、分別したのは資源として活用するということで、それぞれの資源に活用する運搬業者が別々に持っていき、そしてきれいに処理していくという状況になっておりますが、その方が私は合理的だと思いますし、そういう方向に改善をすることはできな

いかどうかも含めてお尋ねをいたします。

第3点目でございますが、公民館、グラウンド等の利用料の減額、減免についてお尋ねをいたします。

これは旧の巢南町の問題でちょっと述べまして、また質問したいと思いますが、旧巢南町の公民館条例では、教育委員会が公益上必要であると認めるときには、使用料を全部、または一部を徴収しないことができる。また、町民グラウンド条例では、町長は、公益上、その他特別の理由があると認める場合は利用料を免除することができるとしていまして、それで文化団体やクラブ、スポーツ団体の利用料はほぼ全部免除をするという状態になっておりました。合併をしまして、住民の方々からは、来年から利用料をクラブや団体の活動のときに払わなければならないようになるというような声が聞こえております。

市長は、今議会の冒頭でも、瑞穂市はコミュニティーを大切にしていくということが述べられ、コミュニティーによって地域の触れ合い、助け合いを大切にしていくという発言をされました。今後、瑞穂市がそういうことをしながら、さらにスポーツ、文化を発展させ、市民の触れ合いの場をつくっていくためには、公益上必要と認められた団体や、またそういう集まりに利用するの方々に対しては利用料を減免する必要があると考えますが、市長の考えをお尋ねしたいと思います。

合併をして新しくいろんな関係の管理条例もでき、管理規則もできて、その中ではいろいろ条項も整理されていますけれども、その運用の中で、できるだけこういう利用料の免除をするというような方向での取り扱いを要望もするということも含めて質問をいたします。以上で終わります。

議長（吉本幸一君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 小寺議員の御質問にお答えさせていただきます。

ごみの問題と利用料の件につきましては、基本的な考え方だけお話しさせていただきます、具体的な状況は担当から答弁させていただきます。

まず樽見鉄道の件でございますが、先ほど辻議員の御質問に対してお答え申し上げましたが、基本的な考え方としてはそういう考え方しております。というのは、あくまでも公共の足としての考え方で、鉄道という考え方じゃなくて、そういうふうに思っております。要するに高校生の通学とか福祉の足としてというのは御指摘のとおりでございます、そのあたりは十分に考えていかなければいけないと思いますが、それがすべて鉄道でなければならないかと、それに対するほかの方法はないのかということもやはり並行して考えて、その中で費用対効果といいますが、コストの面と、それから利用する人の立場に立っての利便性と、両面から見てどういうふうに採用していくかということで考えるべきではないかと思っております。

それから、樽見鉄道が今非常に厳しい状況にあり、これからもこの環境というか、周辺条件

は、私はよくならないと思っております。そういう厳しい状況の中での樽見鉄道の経営というものはこれからどうなるのか。また、どうしなければならないのかというようなことでの経営診断というものは、やはり樽見鉄道の将来を考える場合にやらきゃならんことだと思っております。ですから、私自身といたしましては、この診断に係る費用というものについてはむしろ拋出していかないといけない、ただ空論だけやっているとはいけないと、もう少し実態をしっかりとらえるという意味で必要だと、こういうふうに認識しております。

ごみ問題につきましては、いずれにいたしましてもリサイクルというのは非常に中心的なテーマになるかと思えますけれども、どんなやり方をするかということ、そこにいろいろと工夫、知恵の出し合いというものがあるかと思えます。

美来の森につきまして御指摘がありました点でございますが、これは実は正直なことを申し上げまして、私自身の一つの大きな読み違いがございます。それはどういうことかといいますと、揖斐・本巣、粗大ごみのための施設をつくらうという話が動いておりまして、それが完成するまでのつなぎで何とかしのいでいかないと、旧穂積町としてはそれだけの時間がつなぎ切れないということで、その間をつなぐ手段として考えたわけでございます。そして立ち上げていったわけでございます。ところが、残念ながら揖斐・本巣が解散になっちゃいまして、今度どうしていくかという問題の基本的な方向が見えなくなっちゃったということでございます。

現在、もとす広域の中で、粗大ごみの取り扱いにつきましてどうするかということでいろいろ協議されておりまして、御存じのように、旧各町村1町村当たり県から5,000万円の補助金をいただける、それで中間ストックヤードをつくらうじゃないかということで、それぞれの地域、巣南さんなかも着々と整備してこられましたけれども、ところがこれは問題が一つあるんですね。中間ストックヤードをつくらうというところは話は決まっているんですけども、その後、そこでストックした粗大ごみをどうするかという話は何も結論が出ていないんですね。だから、その辺もやはり見きわめていかないと、ごみの処理に対しての一つの考え方が整理できないというのが正直な現状でございます。それで、その後でしっかりと見きわめた段階で、根本的に瑞穂市としてごみの問題についてどういう方向で体制を整えていくかということを決めなければいけないと思っております。

ただ、もう一つ申し上げますと、そのための与えられている時間は極めて少ないと、だから早急にやらなければならないという点も、美来の森を見ていただきました状況から見ても時間がないということはわかっていただけたと思います。そういう意味で、私としては、できるだけ早くこの問題についての方向づけというものを、また皆様方と御協議をさせていただきながら詰めていきたいと思っておりますので、またその節はぜひ御指導をお願いしたいと思います。

それから公共施設の利用料につきましてですが、新市になりまして、従来からと同じように、利用の仕方よっての減免制度は生きております。ただ、その制度に対して十分に、今度

変わるということで、要するに市民の皆さんに十分理解されていない点もあると思いますし、また減免規定の中での対象のとり方というものに対しても、まだ調整しなければならない事業もあるかと思いますが、そのあたりは適宜整理しながら潤いのあるコミュニティーづくり、大いに利用していただけるようにしていきたいと、このように考えます。

あとは担当から答弁させていただきます。

議長（吉本幸一君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 小寺議員さんの、ごみ問題について答弁をさせていただきます。

まず1点目でございますが、ごみの処分の基本方針についてどうかということでございますが、循環型社会の基本は、循環型社会形成推進基本法がありましてごみの減量とリサイクルだということを認識しております。実際に、ごみ処理容器購入補助金とか資源類集団分別回収奨励補助金制度やペットボトル回収機の円滑な実施による資源ごみのリサイクル等の推進を図っているところでございます。

続きまして、美来の森の施設、労働、環境の関係でございますが、美来の森の施設、労働の改善、処理施設の建設の観点から言われていることかと思いますが、瑞穂市全体のストックヤード構想の中から検討していきたいと。また、環境の改善として埋立地を公園にという御意見ではございますが、現在、焼却炉も稼働中でございますし、一部ストックヤードとして利用しておりますので、全体構想の中で検討していきたいということを思っております。

最後の、旧穂積町の不燃物の回収についての御質問でございますが、旧穂積町地区につきましては、不燃物のプラスチック類の分別は住民の方に分別を要請しているわけではございません。といいますと、回収機を導入してから、主にペットボトルは回収機によって回収をしているということございまして、平成12年度から回収本数も100万本を超えているということから、地区ステーション回収でのプラスチック類とペットボトルの分別は、市民の方には要請してはございません。今後は、旧巢南の不燃・資源ごみの回収システムを参考にしながら、瑞穂市としましては合理的な回収システムを早急に図っていきたいということを思っておりますので、御理解を賜りますようお願いしまして、答弁とかえさせていただきます。

議長（吉本幸一君） 続きまして、福野教育長職務代理者。

教育長職務代理者（福野 正君） 小寺議員の3番目の問題であります使用料の減免についてお答えを申し上げます。

瑞穂市の公民館及びグラウンドの使用については、瑞穂市の公民館条例、条例施行規則、瑞穂市体育施設条例、同条例施行規則等によって管理運営をしています。

議員御承知のとおり、合併協議によって、旧巢南町で減免を受けていた団体が、旧の穂積町に合わせて応分の負担をしていただくことになる場合があります。このことは、既に5月に開催をしました利用者団体会議でも説明をして、利用者の皆さんに周知をしております。

この条例及び施行規則には、使用料の減免規定が設けてありますので、各種団体等が規定に該当すれば利用料金が減免され、安くなります。特にスポーツ少年団とか子ども会、老人クラブ、身障者の会など、いわゆる社会的な弱者の皆さんに対しては 100%の減免を今までどおりしております。一般の市民の皆さんについては、減免規定を受けない場合には応分の負担をお願いしたいと考えています。

以上、答弁とします。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（吉本幸一君） はい、小寺議員。

8 番（小寺 徹君） 樽見鉄道の問題については、今後も沿線連絡協議会の中で一つの議題になってきますので、ぜひひとつ経営診断をして、再建案を立てると、それには費用が要ると。そのときには拋出をするのはどうかということが各自治体に問われるときには、先ほどの答弁のように、必要な分は拋出していくということで態度表明をするという理解をしていいのかどうか、確認をしたいと思います。

2 点目のごみ問題ですけれども、特に美来の森の問題は、中間的な施設であって、今後、将来的な計画があるので、要するに今ある状態は手をつけずにそのままにしていこうという答弁だと思うんですけれども、最低でも働く人たちの状況をもっとよくしないといかんということで、作業所はぜひつくって、もっと働く条件をよくすることが必要だと思うんですね。そこら辺は再度検討をしていただいて、現場の人たちの意見も聞いてやっていく必要があると。施設改善については、大分お金がかかることですし、将来また変わればということもあると思いますので、そこら辺は、早く将来計画を立てて、次にどういうふうにしていくかということを立ててほしいと思います。

あと、旧穂積町の可燃ごみの回収の問題については、大体今後は巢南町の方で検討していくという回答のようでしたけれども、そうするともっともって分別をしっかりと資源ごみにしていくという方向を明確にしていけないといかんですし、そのことを住民の皆さんにも徹底し、協力していただくと、分別化を。そういうことが必要ですので、そうされるならば早く方針を出して住民の人にも徹底をし、協力体制をとっていくことが必要だと思うんですね。そういう点では、早くどうしていくかという方針を立てて、施行に移していくことが必要だと思いますが、それはいつごろまでにそういう計画を、美来の森も含めて検討されるめどはいつごろに置いてみえるのか、再度お尋ねしたいと思います。

3 点目の問題につきましては、減免の規定、減額の規定がありまして、管理規定があります。その中で特に免除できる範囲の中のア、イ、ウ、エ、オといろいろあるんですが、特にエという条項の中で、構成される社会教育団体、芸術文化団体、社会福祉団体及びその他公共団体がその目的のために使用する場合は免除するという規定になっておるわけですね。そういう点で、

今後、どういう団体がこの中に入るかということが調整になってくると思いますね。そういう点で、各団体とぜひよく相談し、その団体の要望をできるだけ受け入れるような方向にしてほしいと思います。

さらに減額規定では、その中でもエという中で、利用者が社会教育、芸術文化、または社会福祉の普及及び活動するための公益、または公益的に開催する場合については100分の50だから半額にするという減額規定があるんですが、これは要するに文化団体とか文化協会、体協、そういうところへ入っていない団体を示してこういうことを言ってみえるのか。そこら辺、どこをどういうふうに区分けをしてみえるのか、減額と減免の各団体の区分けの基準があるのかどうかお尋ねをしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

議長（吉本幸一君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 追加質問の関係でございますが、現在、今議会に補正予算等をお願いしておりますペットボトル等の回収機等も、巢南地区のエリアについて導入する予定でございます。そうしますと、現在、巢南地区で、ペットボトルのシールとかキャップなんかも取り除くように分別をしていただいておりますが、ペットボトルの機械関係を導入しますと、そういうわずらわしい仕事をしなくても回収機で処理できるというような機械でございます。それで、従来、巢南町でやっておった分別収集がよりいいのかというような点も踏まえながら、市民の方に余分な労力を与えなくても分別ができるという機械等でもございますので、その辺の回収のシステムの総点検をしながら、早急に回収関係を取りまとめていきたいというようなことを思っております。必ずしも、巢南町がきちっとやっておることがいいのかということではございませんので、新しく導入する機械等ではそこまでやっていただかなくても結構ということにもなりますので、その点も踏まえまして、検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（吉本幸一君） 続きまして、福野教育長職務代理者。

教育長職務代理者（福野 正君） ウとエというのは、減額できる範囲の条項を読んでいらっしゃると思うんですが、ウの方は、社会教育、文化活動、これは直接「活動」のことを言っています。それからエの方は、社会教育団体とか、文化芸術団体とか、「団体」の活動を言っています。そういうところで、上の直接の活動については50%、下の団体については30%の減額を認めるというところで、その区分けだと思います。活動そのものと、それと団体の活動との区分けかなというふうに思います。以上です。

議長（吉本幸一君） では、松野市長、時間がありませんので簡潔にお願いします。

市長（松野幸信君） 樽見鉄道の件につきましては、経営診断に係る費用については拠出しようと考えております。ただ、赤字補てんの問題は、またこれは……。

〔発言する者あり〕

市長（松野幸信君） はい。

議長（吉本幸一君） では、続きまして6番 日高 清君の発言を許します。

6番（日高 清君） 議席番号6番 日高 清であります。

きょうは、2点について質問をさせていただきます。

質問に入る前に、きょう私が通告をしました2点についての1点が、タイトルが、きょう皆さんの手元に渡っている一覧表のタイトルと少し違いますので、御了承いただきたいと思えます。このタイトルについては、それぞれ質問者の思いがあって書かれていることだと思えますので、変更される場合にはちょっと質問者に一言あってもいいんじゃないかなあと、こんなふうに思いまして冒頭に申し上げます。

それでは、早速、質問に入りたいと思えます。

まず最初、どう取り組むかまちづくり、その方策はということで質問をさせていただきます。

瑞穂市には、住宅地域から農振地域までという幅広い町の設定がされております。したがって、それぞれ大変まちづくりについては難しい部分があると思えますが、そのことについてもひとつお伺いしておきたいと思えます。

きょう、特にお伺いしようといたしておりますのは、私が昨年6月の議会で、これは巢南町の議会ですけれども、その議会において南部まちづくりについて質問をいたしました。そのあらまは次のとおりであります。

区画整理手法で進められてまいりました南部まちづくりの進め方もいろいろな問題がありました。反省すべき点多々ありました。それに輪をかけるがごとく、パブルが崩壊して以来、低迷する経済、土地の暴落、地権者にとって現状のままでは困ることは知りつつも、不安をぬぐい去ることができなかつたことが原因となつて、昨年3月、南部地域の区画整理準備委員会のすべての委員会が解散をしてしまったということであります。幸いにして、この年に発表されました、これは巢南町の計画ですけれども、第4次総合5ヵ年計画の中で、南部地域は住宅市街地ゾーンとして上げられています。交通問題につきましては、JR東海道本線の新駅誘致を進めますとあります。市街地整備としては現地地元の意向を踏まえつつ、市街化区域については計画的な都市基盤整備を進めます。また、秩序ある土地利用が誘導されるよう、ルールづくりに努めますとあります。この指摘の件については、と申しますのは私が質問したことではありますが、地区内の道水路整備を初め公園整備と建築物の形態、敷地などを一体的に定めることのできる都市計画法第12条の4に規定する地区計画の制度を定め、開発行為、建築行為など地域に適した規制を行い、誘導していく方法があります。

地区計画は、一般的な規制である用途制限を補い、地区内の秩序ある土地利用と環境整備のために有効な方法であると思えます。現在、市街化区域内は道水路整備（幹線道路、生活道路等）の計画を立案して御協議をいただいております。これも将来に影響を及ぼすことから、早急

に進める必要があります。ＪＲ東海道本線駅誘致については、区画整理事業の断念によって難しい状況となりました。しかし、新駅誘致は町民皆さんの念願であります。将来的な構想として計画を存続し、条件整備を進めながら、時期到来をうかがっていく思いをいたしております。

このような答弁がなされています。瑞穂市となった今もその考え方は変わりませんか。また、計画立案について協議をいただいていますとあります。どの程度進んでいるのか、お伺いをいたします。

続きまして第２点目であります。地震対策はということでお伺いします。今日、マスコミ各社は一斉に、南海地震、あるいは東南海地震がいつ起きても不思議ではないという報道がなされています。大きな災害が予想されています。今、私が心配していることは、道路に面したコンクリート製ブロックの高い塀であります。私の近くにも危険と思われる箇所があります。昭和19年12月7日午後1時ごろだったと記憶しておりますが、大きな揺れが来ました。立っていることはできませんでした。東南海地震というふうに言われている記憶をしていますが、このクラスの地震が来れば、この塀はたちどころに倒壊すると思われます。幸いにして、この塀は近々解体されるということを知っておりますが、いつやってくるともしれない、この塀は学校の近くにあります。朝、集団登校で別の道を通っているようですが、この道を帰ってくる子供の姿をよく見ます。このような危険箇所はほかにもあるのではないかとおもいます。災害が起きてからでは遅過ぎるという思いがありまして、このような質問をいたしました。十分な調査と指導、この指導につきましては、子供たちの登下校の際の注意事項も含めておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。その対策を伺い、質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

議長（吉本幸一君） 福野助役。

助役（福野寿英君） 日高議員さんの、どう取り組むか、まちづくり、その方策はということについてお答えしたいと思ひます。特に旧巢南町時代の南部まちづくりについて、それ以降の関係も含めてお聞きでございますので、私の方からお答えをさせていただきます。

南部まちづくりにつきましては、区画整理事業を中心に、平成7年ぐらいから基本的には進めてまいりましたけれども、区画整理事業の難しさを本当に痛感した次第でございます。

御意見のとおり、経済の低迷、そしてバブルの崩壊というようなこともございまして、方向性を見出していくのに、行政自体も本当にどうしていくかというような方向づけができ切った状況ではない、そんな中でありましたので、判断に踏み切るのも住民の皆様を初め大変難しかったという点もあったと理解をしております。

そんな中、合併をさせていただきますと、今後の方向をどういうふうにしていくのかということでございますけれども、何と申しましても、行政がまちづくりについて果たす役割というのは基本的なことでありますし、行政が実施していくのか使命であるというふうにお考えを

ます。

まちづくり計画につきましては、穂積町・巢南町の合併協議会によります新市建設計画が策定されて、それに基づきましてこれからのまちづくりというものに方策を打ち出していくというところでございます。先ほどもありましたように、早急に総合計画等もきちっと定めていかなばならないというふうに考えています。方向としては、日高議員のお見込みのとおり、今もその考え方は変わっておりません。

市街地整備につきましては、地元住民の皆様の意向も踏まえつつ、計画的な整備を進めてまいりたいというふうに思います。御指摘の道水路整備については、新しい瑞穂市として一体性を持たせた計画というものが必要であろうと思います。ひいては、市から外へ出る幹線道路も含めまして一体的な将来性を踏まえた計画を立てる必要があると思います。ですから、幹線道路、生活道路とも含めまして、見直し計画案をきちっと策定してまいりたいというふうに思います。

また、JRの東海道本線新駅の誘致につきましては、まちづくりの将来的なことも考慮しまして、計画を存続し、条件整備をしてまいりたいというふうに思っています。今後とも、皆様の御意見もいただきたいというふうに思っています。

以上で答弁とさせていただきます。

地震対策につきましては、担当部局の方からお答えさせていただきます。

議長（吉本幸一君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの2点目の質問についてお答えをいたします。

質問の内容につきましては、昨日の新聞にも第1面に取り上げられていたと思っております。

御質問の東海地震、そして東南海・南海地震の関係、近い将来、発生するおそれが高いというふうに言われております。この地震が100年から150年間隔で発生をしておりますことから、今世紀前半での発生が懸念されておるという状況でございます。

岐阜県では、平成14年7月に、被害想定調査をもとに震度6弱以上、または液状化指数5以上が想定される市町村の区域に、岐阜県地震防災対策連携強化地域が創設されました。この制度の中で、瑞穂市は、東海地震、そして東南海地震とも震度5強、そして液状化指数では指数5というふうに予想され、当市におきましてはこの地域指定を受けておるという状況でございます。

御指摘をいただいておりますように、災害はいつ起きるかわかりません。そのために、平素から災害意識を高めまして、防災計画、災害応急対策など、必要な体制を確立していく必要があるというふうに思っております。

議員御指摘の危険箇所につきましては、発生する災害の規模によりましていろいろと危険箇所の位置づけは異なってくると思っておりますが、地区内の危険が想定される箇所をいま一度

点検いたしまして、改善の図れる方策など、いま一度検討させていただきながら、危険を排除することができればというふうに考えております。

いずれにいたしましても、市民の皆さんが安心して生活ができるまちを目指して鋭意努力してまいりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます、答弁いたします。

議長（吉本幸一君） 日高君、よろしいか。

6番（日高 清君） 今、御答弁をいただきましたが、土地の整備につきましては、遅くなればなるほど大変難しくなるのではないかと思います。また、市としても負担がふえるのではないかと思いますので、できる限り早い時期に計画を立案し、実施していただけるとありがたいなど、こんなふうに思います。

それから二つ目の地震対策ということですが、先ほど言いましたように、子供たちの危険をいかに防いでいくか、こういったことが大変重大になってくるのではないかと。事故が起きてからでは遅いということ为先ほども申しましたけれども、そういうことのないように対策をしていただきたいと、こんなふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（吉本幸一君） 続きまして、11番 広瀬捨男君の発言を許します。

11番（広瀬捨男君） 11番 広瀬捨男でございます。

議長から発言のお許しを得ましたので、通告に基づき、3点について質問をさせていただきます。

まず初めに、瑞穂市における常備消防の新体制の確立についてお尋ねをいたします。

瑞穂市における常備消防の新体制については、合併協議会の調整方針では、合併時においては、現行の処理形態、すなわち旧穂積町地区が岐阜市へ委託、旧巣南町地区は本巣消防で共同処理をします。当面はそれを継続するということになっております。さらに、おおむね5年を目途に、常備消防の新体制について関係機関と速やかに調整を図ることとされております。

先ほど日高議員からも地震対策についての質問がございましたが、御承知のように、岐阜県では、東海・東南海の複合型地震を想定し、2002年から2005年を東海・東南海地震嚴重警戒期間と位置づけ、「死者を出さない、ふやさない」をキーワードに、地震対策に取り組んでおられるわけでございます。

東海・東南海の複合地震による震度別人口は、岐阜県の人口の84%が震度5強以上と予想される地域に住んでいるようでございます。近い将来、このような大地震が発生すると想定した場合、火災の発生も考えられるわけでございます。一日も早い瑞穂市における常備消防の新体制の確立が必要と考えます。

そこで、本巣消防で共同処理か、その他の広域等、今後具体的にどのように進めていくお考えか、市長にお尋ねをいたします。

次に、コミュニティーバスの運行についてお伺いをいたします。

平成11年10月から、旧穂積町地区はJR穂積駅を起点に、両回り、いわゆる右回り、左回りの循環2路線を運行され、全線ワンコイン運賃で気軽にできるとして親しまれてきました。岐阜県下のコミュニティーバスの運行状況は、平成15年2月現在、99市町村のうち58市町村が運行されており、そのうちの9市町村がワンコイン運賃が導入されています。岐阜県は、コミュニティーバスの運営は道路整備と同じ公共事業と考え、道路特定財源を活用し、地域の活性化、環境保全等でコミバス作戦を平成15年度から推進し、市町村の公共バス事業に対し、道路特定財源から補助されるようであります。基本的には小型・低床・ワンコインを想定し、具体的には事業費に対し3分の1を上限に補助し、さらにワンコインバス導入市町村に対しては、運賃収入の8分の1を割り増しをして補助されると。また、バス更新についても3分の1、バスの駅整備は2分の1補助をされるようであります。コミュニティーバスの普及により、環境の保全、地域の活性化、交通事故の減少、交通弱者の活動がしやすくなり、健康保持にも寄与するものと考えております。

第1点として、旧巣南町地区への乗り入れ路線数及び施行開始時期については、どのようでしょうか。また、第2点として、旧穂積町地区の路線等の見直し及び拡充についてのお考えをお尋ねいたします。

最後に、敬老会の開催についてお尋ねをいたします。

敬老会の開催については、老人福祉法の趣旨等から、多年にわたり社会の発展・向上に貢献された老人に対し、長寿を褒賞し、あわせて市民の敬老精神を高めることにより老人の福祉を図ることを目的とされているわけでございます。合併協議会の調整方針の中では、小・中学校区単位の地域開催型の敬老会に移行し、現行の予算額内で実施する。実施方法については、開催校区ごとで協議、調整するとされておりました。本年は、いろいろ事情もあったと思いますが、瑞穂市の総合センターで一括に行われたのが現状でございます。

去る9月10日に開催された敬老会の出席率は、旧穂積町地区は、前年の平成14年度39%あったものが、今年度は34%に減少しております。次に、巣南町地区の出席率は、14年度52%から、今年度は30%と大きく減少いたしております。今後、出席率の向上等も含めて具体的にどのように進めていくお考えか、お尋ねをいたします。

以上、終わらせていただきます。

議長（吉本幸一君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 広瀬捨男議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

常備消防の件は私から答弁させていただきまして、コミバス、敬老会の件は担当から答弁させていただきます。

常備消防の瑞穂市でのあり方につきましては、現在、岐阜市への委託という問題は、岐阜市が自町処理という基本的な考え方を持っておられますので、これは現実的に不可能だと思っ

おります。それで、現在は向こう5ヵ年間、要するに移行するまでの暫定的な措置として5ヵ年間は現体制でお世話になるということで契約を締結しております。それで、それまでに完成しなければなりませんので、新しい体制をどうするかということは急がなければならない課題でございます。

私の思いとしましては、瑞穂市の常備消防として考えられる選択肢は、瑞穂市単独でやるか、あるいは本巢消防に参画するか、この二つだろうと考えております。ところが、本巢消防の件につきましては、現在、北部4町村が合併という課題がございますので、現段階におきまして協議するという体制がないという状況でございますので、本巢市が来年の2月1日に誕生するという形になりますので、それ以降、早急にいろいろと御協議を申し上げて、そしてどちらにするかという最終的な決断は、また皆様方に御相談を申し上げて決定したい、このように考えております。

議長（吉本幸一君） 続きまして、青木市長公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 私の方から、コミバスについて御回答を申し上げたいと思います。

コミュニティーバスの巢南地区への運行につきまして、去る6月議会におきまして、平成16年度の秋には運行ができるものと申し上げてまいりましたが、今年度中に何とかバスを購入、また改造いたしまして、来年5月には運行ができるよう事務を進めているところでございます。

乗り入れ路線数でございますけれども、現在、巢南地区に岐阜乗合が、美江寺・穂積線、それから穂積・リオワールド線の2本が走っております。岐阜乗合との重複路線をかんがみまして、現在1路線で走らせるように計画をいたしております。それから穂積地区の路線につきましては、大きく変えることなく、循環線でまいりまして、牛牧線の一部を巢南地内に路線を延長し、循環させるよう見直しをかけていきたいと考えております。

議長（吉本幸一君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 広瀬議員さんの、敬老会の開催について答弁をさせていただきます。

合併後、初めての敬老祝賀会を開催しましたところ、広瀬議員の御指摘のとおり、大変出席率も低下しましたのは事実でございます。さまざまな要因があったかと思えます。今年度の開催につきましては、合併後、短期間でありましたので、実施する等について制約がございましたが、旧穂積方式にて開催させていただきました。今後の開催につきましては、皆様方の御意見を伺いながらもう一度よく分析をいたしまして、再検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いしまして答弁とかえさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（吉本幸一君） はい、広瀬捨男君。

11番（広瀬捨男君） どうもありがとうございました。

それでは、さきに市長からお答えがあった常備消防の件ですが、確かに現状はそうだと思います。

ますので、前段の進藤議員からも発言があったと思うんですが、いろんな旧穂積町で購入した化学車とか、はしごのついた高いところへ行くのもありますので、私は、考え方なんですけれども、町単独よりも少しでも大きくということで岐阜市と、先ほど市長が言われましたように、市というのは一人前なんだから自分のところでやるべきじゃないかというふうに新聞にも載りましたし、ですけど、できるだけ広域でやっていただきたいという思いがあるんですけど、そのことも含めて、検討しようということですので、よろしく願いいたします。

それから第2点のコミバスについてですが、現在、御承知のように、本田線についても、牛牧線についても、中間のところで大分空白というか、乗務員の関係等々もあるし、経費の面もあると思いますが、せっかく買ったバスが2台ありながら、相当時間一服をしておるとというのが現状であると思います。ちなみに、時間は細かいもんで言いませんけど、延べ時間にすると相当大きなものがあると思いますので、今の牛牧から巢南の一部という話もございましたが、路線によっては時間数は大分ありますので、それをもう少し広げるとか、休んでいる間をフル回転すれば、せっかくバスが購入してあるわけでございますので、その辺のところはやっぱり、先ほど言いましたように、県の方もコミバスについては、特にワンコインバスについては助成もしたいというようなことも考えておるようでございます。何か今月の末ごろに各関係町村を集めて会議があると承っておりますが、いずれにしても2時間とか3時間近い、あるいは4時間近くまで休んでいるところもありますので、それを上手に運用して、休憩期間は多少ありますので、そうすれば相当まだ広く、回数もふえたり、広げたりすることもできます。ぜひ、せっかく2台ある、私、個人的には全体で5台くらいでもう少し大々的にやってもらいたいなと思いますけれども、とりあえず旧穂積町地区の2台をもっとフル回転していただけないかと。そうすると、今10回と9回回っているんで、それが少なくとも2回、あるいは3回は回れるようになります。

そして路線の動くところですけども、先ほど言われましたように、今は巢南地区へ行く場合に、一般の名鉄だとか岐阜バスとか、そういうものの競合ということを言われましたけど、やはりあまり大きな道路を走っても非常に利用する人が少ないということも考えられますので、承るところによりますと、巢南地区で今検討していただいておりますのは、できるだけ住宅地に近い、あるいは狭くてもできるだけ無理をして通ろうかというようなことで検討していただいておりますが、旧穂積町地区においても、多少大きい道路が優先というところも一部あると思いますので、もう2回ほど見直しをしていただいているんですが、さらに、もう少し地域の人声を聞いてやっていただけたら効率もよいし、今以上に1台当たりの乗車人員もふえてくるのじゃなからうかと思っております。

それから敬老会の件ですが、先ほど読み上げました合併協議会での調整方針の中に、小・中校区別で協議ということになってはいますが、日にちは少なかったと思っております。合併協議会をや

る時点でもうわかっているわけですから、日にちがないということは、その辺のところは恐らく、具体的にはどんな協議をされて市一本にされたのか、その辺の経緯についても教えていただきたいと思います。

議長（吉本幸一君） 市長公室長。

市長公室長（青木輝夫君） たくさんの本数を走らせていただきたいということでございます。

現在、時間的に2時台のところはちょっと休んでいるかと思えますけれども、やはり乗務員といえますか、ずっと走らせるわけにはいきませんので、その休み時間をどうしてもとるという関係から、その時間帯はちょうど乗者数の少ない時間帯で休んでいるというのが現状でございます。費用対効果のことも考えまして、そのような状況で現在進めているわけでございますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、狭いところにもできるだけバスを走らせて住民の乗りやすいようにということだと思いますけれども、なかなか、バスもあの大きさでございますので、中に入っていきますともうすれ違いができないというように状況がございます。そのような関係から、去年ですか、穂積地内の路線を一部変えさせていただいて、部落の中を通るような格好をしたわけですが、そのような道路と車の大きさといえますか、そんなものを考えながら進めてまいりたいと思いますが、現状のところでは今のところを走るのが精いっぱいだと思っております。

今度新しく路線をふやします巢南地区につきましても、できるだけそのような集落の近くを走らせていきたいと、かように思いまして、路線を組んでいるところでございます。

議長（吉本幸一君） 続きまして、松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 合併協議会で調整された点についてどのように調整したかという御質問かと思いますが、敬老会の開催につきましては、旧穂積町と巢南町と実際内容等が相当離れておりまして、例えば、当日お世話をしていただくのも、巢南町地内につきましてはにこにこ推進委員さん、穂積町地内につきましては老人クラブの方、あるいは老人クラブ以外で民生委員さんとか自治会長さん等にもお願いして、お世話をしていただくというようなことと、また当日の開催の内容等についても乖離がございましたので、先ほど申しましたように、早く実施するという時点にもございましたので、それぞれのにこにこ推進委員、お世話人さん等との世話をしていただく団体等もありましたので、今年度につきましては、穂積町方式で統一をさせていただいたということでございます。

今後につきましては、先ほどもお話をしましたように、実施の内容とか、例えば組織等についても総合的に一度分析しながら、新年度に向けて検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔11番議員挙手〕

議長（吉本幸一君） はい、広瀬議員。

11番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

それではコミバスについてですが、やはり先ほど言いましたように、停留所等は県の方に2分の1補助をとということも言っておりますので、狭いところで真っすぐは行けるわけですので、そういうところでバス停として確保すれば、2分の1は県が補助をくれるわけですから、ぜひそういうことも検討していただきたいと思います。

それから敬老会のことですが、協議していくということではありましたが、例えば小・中校区別でと言われるのか、一本でやっていけるのか、その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいと思うんです。

それから全体的な話として、先ほどちょっと触れましたので、出席率は非常に低かったと。それは、執行部としては今後どんなような考え方で、例えば瑞穂市が開催する敬老祝賀会というもので、先ほど述べました老人福祉とかそういうことから考えて、やはり出席者の中からも非常に、記念品も何も無い。お茶もない、お菓子もない、これが敬老祝賀会かという人が相当あるわけですね。私もお世話をさせてもらうので、ここへ2回ほど自分の自動車ですべて送ってきたんですけども、その人も、出席すると言っておきながら行っても、「何があるな」と言えば「何もあらへん」「そら、まあおくわ」と言うような。「芸能人だれですか」「ああ、こうでした」「ああ、そうですか」という、本当に短期間で御苦労はあったと思うんですけど、やはりその辺のところ、もう少しネームバリューのある人を連れてくるきとか、その辺の出席率を向上させるような施策、あるいは現行の予算額といたら相当あるわけですね、巢南町地区たくさんありましたし、穂積町地区もむしろ今度は余っちゃったと思うんですよ。芸能人の関係だって、穂積町地区のあれだけでももう補えておると思いますので、巢南町地区の160万か150万かはまるっきり浮いておると思う。予算の範囲内ですから少ないのは結構なんですけど、それが余りにも削られると、やはり市民感情ということもありますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。これで終わります。

議長（吉本幸一君） ではここで、都合により暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時37分

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は29名でございます。休憩前に引き続き会議を開きます。

25番 西岡妙子君の発言を許します。

25番（西岡妙子君） 25番 西岡妙子でございます。

皆さんお疲れのところ、もうしばらくおつき合いをお願いしたいと思います。

今回は、3点について質問をさせていただきたいと思います。

まず第1点目は、高齢者の医療費払い戻しについてでございます。

70歳以上の高齢者の医療費は、昨年10月から自己負担の限度額を超えた分は後で払い戻す仕組みになりました。厚生労働省は、申請漏れや事務上の負担により支給を受けられないことのないようきめ細かな対応をお願いしたい、高齢者にできるだけ手数をかけないようにする工夫をということで、各市町村に求めております。該当者には通知を出し、一度申請したら2回目以降は自動的に振り込む自治体が多いようでございます。名古屋市では、事前に対象者全員に申請書を送ったり、該当者には申請するまで通知や申請書を送ったりして、申請漏れのない工夫をしているとのことでございます。瑞穂市では、どういう方式をとっていらっしゃるのでしょうか。また、市では100%の返還率となっておりますのかどうかもお聞きしておきたいと思えます。この問題についての課題はどのようなことがあるのかも聞いておきたいと思えます。

2点目は、利用者の声が届くシステムをということで、以前から総合センター調理室の床は水でぬれると大変滑りやすい、危険だという指摘が利用者からされていたようでございますが、なかなか改善が進まないうちに、7月2日に床で滑られ、私、聞き間違えておまして、肩を打撲された方、それで通院を2度ほどされたということをお聞きしましたが、その件を窓口に伝えられたにもかかわらず、7月12日、施設管理公社の方と聞いておりますが、床で滑られ、脳挫傷という大変な事故が起きたと聞いております。事故があったといたしますと、対応はどのようにされたのか、お聞きしておきたいと思えます。

また、利用者からの声が窓口から担当課にすぐ届き、早期に対応されていれば、こうした事故は未然に防げたのではないかというような声も住民の方からありました。いかがでしょうか。

確かに、今、調理室のあります2階では、保健センターの窓口は自分たちの業務で大変忙しくて、なかなか住民の皆さんからの声を聞いても、それをすぐに届けるということが難しいこともあるようでございます。

その後、調理室の床の改善はどのようになっておりますでしょうか。また、こうした点からも、各公共施設での利用者のアンケートなどはどのようにとられて、またそれを活かされておられるのかということも聞いておきたいと思えます。

また、3点目には、「すぐやる課」の設置をということでお聞きしたいと思えます。

先日、テレビで、世田谷区役所の「すぐやる課」密着取材の生放送をやっておりました。ことし6月11日に活動を開始して、もともとすぐやる課というのは、千葉県松戸市が34年前に設置したのが最初でございます。全国に広がっておるわけでございますが、世田谷区役所では、すぐやる課は、住民の相談や要望に迅速・適切に対応するために、区役所にすぐやる課、総合支所にすぐやる課分室を設置して、緊急に対応する問題を早急に把握するために、機動班が巡回して現場に駆けつけ、初期対応をします。区に直接関係のない問題の場合は、どこに連絡をどのようにとればいいのかを教えます。区民が困ったときの行政側の総合窓口といったところでしょうか。苦情の交通整理の課とも言えます。

合併後の市民の方の意見をお聞きしますと、役場が遠くなった。会館の使用料が要るようになった。行事の内容が安上がりの方に合わせられている等々、合併してよかったという声が残念ながら聞けません。せめて住民がどこに相談していいかわからないような問題を迅速対応し、住民と行政が身近になって、住民サービスを向上させる課として総合窓口「すぐやる課」——名称はいろいろ考えればいいことだと思いますけれども——を設置してはどうでしょうか。

以上3点についてお聞きしたいと思います。また、答弁は、市長、担当部長の方からしていただけたと思いますが、内容いかんによっては再質問をしたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（吉本幸一君） 市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 西岡議員さんの、高齢者の医療費払い戻しについてお答えいたします。

まず1点目の、瑞穂市ではどういう方式をとっているかの質問でございますが、本市において、名古屋市と同じように、対象者に対しまして事前に申請書を毎月送付しております。初めて対象になった月に申請を忘れられても、漏れなくさかのぼって申請いただけるよう、申請書の右肩に診療月を記載しながら、支払いができるよう工夫しております。

また、当該年度に一度申請していただければ、その年度は自動的に口座の方へ振り込みを実施しています。

2点目の、瑞穂市では100%の返還率となっているかとの御質問でございますが、本年度の5月診療分で見ますと、該当者186人のうち、9月16日現在では、支給者は168人で90.3%の支給率になっております。なお、さかのぼって申請も受け付けをしておりますので、今後、支給者はふえていくものと考えられます。

3点目の瑞穂市での課題はどうかという点でございますが、現在、医療費の払い戻しにつきましては紙ベースで管理をしておりますので、履歴管理上、将来においても不安がありますので、今後、総合的管理ができますようシステムを構築しながら給付管理を行っていきたく思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（吉本幸一君） 教育長職務代理者。

教育長職務代理者（福野 正君） 西岡議員さんの御質問に対してお答え申します。

冒頭、実は7月2日の事故については、総合センターの窓口に報告が受けておりませんでした。西岡議員さんの質問を受けてから、早速、調査をしたところ、3階の保健センターの方へ、事故で滑って打撲を受けて、そのときでなく、後日、1週間か10日後だと思うんですが、滑られて痛かったわということで窓口で話をされたというところで、そこで話がとまってしまっていたものですから、大変申しわけありませんでした。

1点目の事故対応についてでございますが、7月12日の事故でございますが、公社の職員の事故です。救急車で病院に搬送し、当日に手術を受けられ、現在は歩行もできるように回復されています。事故につきましては労災保険で対応し、労働基準監督署にも報告をさせていただいております。

2点目の、事故の未然防止についてはということでございますが、7月2日の事故報告をその時点では受け取っておりませんでしたので、対処できませんでした。今後、そのような利用者の声が総合センター及び保健センターで滞ることのないように、十分注意して、迅速に対処できるように連絡を密にしていきたいと思っております。

3点目、調理室の改善でございますが、フロアがぬれて滑る状態になって起きた事故でありますので、調理室にはカーペットマットを敷き、水でぬれても滑らないような改善をいたしました。

4点目の、各施設の利用者のアンケートについては、今後の課題として対処していきたいと考えています。

いずれにしましても、今回の事故を真摯に受けとめて、十分注意して今後取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。終わります。

議長（吉本幸一君） 松野市長。

市長（松野幸信君） すぐやる課の設置をという件について、御答弁させていただきます。

いろいろと住民から御希望とか御意見があることに対しては、できるだけ迅速に対応するように、またすぐに措置できないにしましても、状況については絶えず御説明を申し上げるようということに、それぞれ各担当に対しては指示をしておるところでございます。

行政のシステムといたしましては、事務的な問題につきましては、市役所が二つに分かれております関係もありますので、両方に市民窓口という担当のポジションを置いております。巢南庁舎の場合は、市民窓口課として一つの課を設定しておりますし、それからこちらの市役所の方には住民課、そこに市民窓口担当の職員を配置しておりますして、いろんな御相談があったときにはそこで受け付けをさせていただき、そこで対応できるものは対応していく、また担当課に回さなければならない場合は、そこでお話を伺ってつなぐと、そちらへ足を運んでいただくんじゃなくて、つなぐというような姿勢で対応をしております。

また、苦情とかそういう問題につきましては、現在、御意見箱、あるいは市のインターネット、そういうものによっても承っておりますが、また直接市役所へ足をお運びの方の場合、担当課で十分に話が通じない場合には、市長公室で対応をさせていただいております。できるだけ早く御返事を申し上げるように、また対応するようということを進めておりますので、御理解いただきたいと思います。

そういう意味で、この程度の規模の町であれば、単独で一つの課を設けるだけの業務量では

ないと判断しておりますので、私どもとしましては、むしろこの問題は、市長公室が中心になって対応していけばよいのではないかと、このように考えております。

〔25番議員挙手〕

議長（吉本幸一君） 西岡妙子君。

25番（西岡妙子君） 自席でお願いいたします。

1点目の高齢者の医療費の払い戻しについては、100%に近く、きちんと払い戻しをされておるようでございます。高齢者にとりましては、医療費がだんだん上がってくるということもありますけれども、一つ一つ申請をしなければならぬということになりますと、本当に面倒な手続をすることになると思いますので、これからの方についても親切丁寧に窓口で対応していただけるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、紙ベースであるからということで、今後、そういうことについても考えていかれるようでございますので、これについてはよろしくお願ひしておきたいと思ひます。

それから2点目、3点目にもこれはかかわることで、結局、利用者の方がいろいろ利用されてそこに出てきた、気づいた声の窓口といひますか、私たちが利用させてもらうんですけれども、利用したときに気づいたことをその場で申し上げればいいんですけれども、なかなか、また今度のときとか、こんなことをどこに言っていひかわからないからというふうで過ぎてしまうようなこともあります。けれども、小さいことかもしれませんけど、そのことがやがて大きな引き金になるということもありますので、やっぱりそうした利用者の方が気楽に声を届けられるような窓口といひますか、そういったものは本当に必要じゃないかと思ひます。例えば利用した後の、ちょっと何かのところにメモ書きでも気軽にしていひいただけるようなシステムにするとか、あるいはなかなか名前やいろんな団体を名乗ってどうのこうのといひるのは嫌だわといひ方については、無記名式でやれるようなシステムを考えると、何かそんなことをして、もっと利用者の声をつなげていひだきたいと思ひます。

それから、今、市長は、3点目のすぐやる課は、わざわざこんな課を起こしてまでやる必要のない自治体の大きさだということをおっしゃいましたけれども、それでは市民窓口のところ、そこに市民がどんな相談でも、困ったときに一声かければいろんな答えが戻ってくるというようなことをもっと広報できちんと宣伝をしていひだきたいと思ひます。大したことじゃないからと思ひても、やっぱりどこへ相談していひかわからないといひのが、本当に一般市民の方の気持ちだと思ひますので、ぜひそういう意味でもう少しきちんと宣伝をしていひだきたいと思ひます。

もう一つ、2点目のところで、やっぱり利用者の方で、例えば調理室を使って、一般の食器はあるにしても、ガラス製品がないわといひうふうに気づかれたこともあったそうです。ですから、夏場なんか調理をいろいろされるときにそんなものも必要になるかと思ひますので、本当

にそんなに大したことじゃないかもしれないですけども、そういったことを気軽に言える、あるいは私も市民センターを利用させてもらっているんですけども、お掃除をする掃除機が、ホースがすぐに抜けちゃって何回でもガムテープを巻いて再利用しているんですけども、そういった年間を通して使うものなんかの点検、そういったものはやっぱりきちっとしていただいて、利用者が利用しやすいようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もし、そういった点でお答えしていただける部分がありましたら、お願ひいたします。

議長（吉本幸一君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今、いろいろな御意見に対しての対応について、もう少しよく、そういうシステムがあるよということでPRをせよというお話でございますが、実は私どもとしては匿名でもいろんな御意見は謙虚に受けとめていかなければいけないということでやっておりますが、要するに匿名の方には、その御意見に対しての御返事の返し方がないわけでございます。それで、実は今度から、広報「みずほ」の中に御意見欄ということで、こんな御意見がありましたと、それに対してこういうふうに考えていますということで、匿名の御意見に対してもこちらの考えていること、それに対してどう対応したことの御返事を書かせていただくページをつくりました。だから、そういうものを目を通していただければ、皆様方、何か言ってやれば何か言うてくるなというふうで、順番に御理解いただけるようになっていくんじゃないかなと、こんなふうに期待をしております。

議長（吉本幸一君） 続きまして、23番 西岡一成君の発言を許します。

23番（西岡一成君） 私は、2点について、松野市長に質問をいたします。

まず、松野友元穂積町長の胸像問題についてであります。

その1、9月3日午後5時から松野友元穂積町長の胸像の除幕式が行われるとの話をその前日に聞き、急遽、3日の昼前に、松野市長に除幕式の中止と役場敷地内及び公共用地内のいかなる場所にも同胸像を設置しないよう申し入れ、結果的には除幕式は中止になったわけでありませう。

そこで松野市長に質問いたしますが、4月に寄附目録を受け取ったとのことでありますが、具体的にはいつだったのでしょうか。その事実は、当時の山田隆義議長も知らないと言われておられますし、私も知りませんでした。一体、だれが知っていたのでしょうか。

その2、そもそも「松野友氏に感謝する会」、これはいかなる組織なのでしょう。公的な組織なのでしょう、私的な組織なのでしょう。

その3、いずれにいたしましても、松野友元穂積町長は穂積町の開発公社事件で引責辞任した人物であり、その人物の胸像を庁舎内に設置することなど、到底市民の合意を得られる問題ではありません。政治的対立をあえて市政に持ち込むものであります。とりわけ旧巢南町の住

民にとっては関係のない話であります。

そもそも松野友氏に感謝するかしないか、あるいは胸像をつくるかつくらないか、それは全く私的な問題であります。松野友氏に感謝する会がどうしても胸像を設置したいのなら、遺族に寄附をして、その私有地に設置すれば済む問題であります。庁舎内に設置しなければ意味がないなどと武藤孝義代表が口走りましたが、そういう言葉が口をついて出ること自体が、私に言わせれば、松野信者の市政私物化を当たり前と考える思い上がりと言わざるを得ません。松野市長は、直ちに松野友元穂積町長の胸像を「松野友氏に感謝する会」に返上すべきであります。それが市長としての公平な態度というものではないでしょうか。松野市長の見解を求めるものであります。

次に、公選法違反の疑いについてであります。

松野幸信市長が穂積町長在職中の4月25日ごろで夜6時ごろ、岐阜市日置江の「魚吉」という料理屋で、吉本幸一議長（当時、巣南町議）、澤井幸一副議長（当時、穂積町議）、武藤善照市議（当時、巣南町議）が立ち会いの上、X氏に対して、6月の市長選への立候補を辞退する見返りとして、松野市長就任時にはX氏を助役にすると約束をし、市長選での一本化工作が行われたとの情報を入手しているわけではありますが、その事実があったのかどうか、松野市長に確認をしておきたいと思えます。

もし、その情報が事実であれば、公選法の事前買収の疑いで、捜査当局への告発も検討せざるを得ませんので、松野市長の明確な答弁を求めるものであります。

第1回目の質問を終わります。

議長（吉本幸一君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 西岡一成氏の御質問に対して、答えさせていただきます。

まず、松野友元町長の胸像の点につきましては、除幕式をやろうと感謝する会がお考えになっておりました日の午前に、西岡議員ほか数名の方で、これはやめろということでの抗議文を受け取りました。私はそのときにも申し上げたんですけれども、これは西岡さんたちのお考えですねと、いろんな考え方が町の中にはあると思えますというふうに申し上げておきました。それ以降、午後、要するに感謝する会の皆様方がお集まりになったようでございますが、その除幕式のことにつきまして御案内がなかったものですから、結局、そのままという形になったということでございます。

それで、胸像の寄附についての申し入れはいつあったかということでございますが、これは、ちょっと私は正確な日にちを押さえておりませんのですけれども、要するに合併以前、穂積町のころに申し入れがありました。現物ができるのが先になるので、とりあえず目録だけで贈呈するというお話で、目録を受け取ったということでございます。

それからそのあとは、感謝する会はどういう会かというお話でございますが、前の穂積町の

礎会、御存じかと思えますけど、その礎会の中での有志の方々でつくられている会だというふうに認識をしております。

それから、胸像につきましてこうすべきじゃないかという御意見に対しましては、今おっしゃるのも一つの御意見だと思えますし、またほかのいろいろと御意見がおありかと思えますので、いろんな方の御意見をお伺いして、この胸像の取り扱いについては決めたいと、このように考えております。

それから2点目の、あったかどうかというお話でございますが、まず日時、4月25日ころというお話でございますけれども、25日でよろしいですか。「ころ」ですか、いつごろですか。はっきりしてください。日にちははっきりしていないんですね。

〔「25日ごろです。25日ごろの夜の6時ごろという、ごろの話です」と23番議員の声あり〕
市長（松野幸信君） はい、「ごろ」の話ですね。

〔発言する者あり〕

市長（松野幸信君） いやいや、だからそれをちょっと私が確認をさせていただいているんですけど、「ごろ」ですか、はっきりしていないわけですね。

〔「ええ、そうです」と23番議員の声あり〕

市長（松野幸信君） そうですか。はい、わかりました。

魚吉で、今お名前をおっしゃった方々と、それからお一人はX氏というお話でございますけれども、会ったかというお話でございますが、はっきり申し上げまして、日にちについては私もちょっと明確に確定しかねますけれども、要するにこのメンバーとお会いしたということは事実でございます。ただ、内容で、助役どうのこうというような議論は一切しておりませんので、その点だけははっきりと申し上げておきます。

〔発言する者あり〕

〔23番議員挙手〕

議長（吉本幸一君） はい、西岡一成君。

23番（西岡一成君） 今、御答弁をいただきましたが、胸像問題についてであります。

そもそもこの胸像問題というのは、先ほど私が申し上げました松野友元町長の開発公社事件、これを踏まえれば、町を二分するような問題であるというふうに私は認識をしております。先ほど市長は、いろんな考え方がある、こういうことを言われました。そして、いろんな意見を伺ってその取り扱いを決めたい、こういうことが今後の方針だというふうに承ったわけでありますけれども、やはり今私が申し上げたように、それほど市民世論を二分するような問題を、議会にも全く諮らずに、当時の議長も知らない、自分で独断で決定をするというふうなこと自体が大変問題だというふうに思うわけであります。そのことについて、再度、見解を賜っておきたいと思えます。

それから私的な組織だというふうに思いますけれども、礎会の有志の皆さん方がつくられた組織「松野友氏に感謝をする会」、だから礎会そのものでもないし、その有志の皆さん方が自主的につくられた組織、つまり私的な組織だと思うんですね。そういう組織を、なぜ議会事務局を使ったんですか。ここに松野友氏に感謝する会代表 武藤孝義名の寄附の募集についての文書、それから除幕式の案内の文書がございますけれども、それは「議会事務局 豊田あてまでよろしく願います」と、「議会事務局 豊田あて」と明確に書いておるんですね。なんで、こんな議会事務局を使ったんですか。問題はないんですか。市長の答弁を求めておきます。

次に、今の魚吉の問題でありますけれども、4月25日ごろ、このメンバーで魚吉に行くと、その事実自体はお認めになりました。しかしながら、私が指摘したようなX氏を助役にするというふうな話は全くしていないというふうに、その事実を否定されました。本当にその答弁を信じてよろしいのでしょうか。市長選後、X氏は2人や3人でない、それ以上の人に対してあんたを助役にするでということだったので、市長選への立候補をやめて、松野選挙に協力した。しかし、助役にしてもらえなかった、こういう趣旨の発言をされております。私は、そのX氏から直接話を聞いたお2人からその事実を聞いております。その意味でも、X氏がとてもでっ上げの事実を吹聴しているとは思えないのであります。X氏がそれだけの人たちに話をされたということは、恐らく裏切られたことに対する怒りがおさまらなかつたからではないのでしょうか、違いますか。いずれにいたしましても、今となつては、仮にX氏と口裏を合わせてその事実を否定されたといたしましても、後の祭りであり、その事実にあつたをすることは不可能だと考えるものであります。ですから、事実を素直に認めた上、反省の態度を示すべきではないのでしょうか。再度、答弁を求めたいと思います。

議長（吉本幸一君） はい、松野市長。

市長（松野幸信君） まず胸像の寄附の問題について、知らなかつたとか、相談をすべきではなかつたかという御指摘でございますけれども、寄附そのものの受け入れにつきましては、私、ほかのいろんなことにつきましても、事前に御相談を申し上げたりとかなんかというようなことは一切しておりません。寄附を受けたものの取り扱いにつきましては、いろいろと協議をしたり、いろんなことはしております。そういう意味で、この問題につきましても、事前にこういう話があるけれどもどうだろうかとか、こんなことを一々御相談を申し上げていなかったということは事実でございますし、またいろんな形での寄附というものがありますけれども、それに対して、私は寄附しようとおっしゃる皆様方のお気持ちをそのまま素直に受け入れてきているというのが今日までの経緯でございます。決して、今の御指摘のような政治的な意図とかそういうような考え方で、要するに純粋な形での気持ちの寄附というものをゆがめて見ようと思っておりません。私は、その後、いただいたものをどう取り扱っていくかという問題は、逆にそれが大切だと思っておりますので、それはそれなりに考えてやってきておるつもりであり

ます。

それから、友町政に対する評価につきましては、御指摘のような評価も一つの考え方としてはあると思います。しかし、またほかの面でのいろんな見方をしておられる方もあるかと思しますので、これは私はどちらが間違っているとか、どちらが正しいとかということも一切申し上げようとは思っておりません。それぞれの人のお考えじゃないだろうかと、このように思います。

それで、重ねて申し上げますが、寄附を受けましたこの胸像の取り扱いにつきましては、いろんな方の御意見をちょうだいして方針を決めたいと、このように思っております。

それから、X氏との、会ったという件につきましては、事実は素直に認めて、要するに反省したらどうだというお話でございますけれども、やっていないことを認めるわけにもまいりませんので、私は、そういうことはない、そういう話をしたことは一切ない。記憶にないなんていうような抽象的なことは申し上げます。一切ないということを明確に申し上げておきます。

〔23番議員挙手〕

議長（吉本幸一君） はい、西岡一成君。

23番（西岡一成君） まず胸像の問題についてであります。時間もあまりございませんので、最後に申し上げますが、とにかく松野友元穂積町長の胸像を庁舎内に設置をすることがもしあるとすれば、その後、大変な、市民世論を二分した政治的な対立が起こる、そのことを肝に銘じておいていただきたいと思っております。

2点目の問題であります。 「一切ないということを明確に申し上げておきます」、こういふことであります。つまり、重ねて私の指摘した事実を否定されたと、こういうことでございます。とことんしらを切り通すおつもりなのかもしれませんが、再質問の中で申し上げたお2人の証言内容のほかにも、それ以上の内容の証拠を入手いたしております。松野市長が真実の答弁をされるのかどうなのか、その情状を判断するためにあえてその内容を明らかにいたしませんけれども、私がここまで申し上げてもなおかつX氏を助役にすると約束した事実を否定されるのであれば、情状酌量の余地なしと判断をして、告発の時期の検討に入らざるを得ないわけでありませぬ。

ちなみに、X氏を助役にすると約束した事実がどういう罰則に該当するかについて、改めて私の見解だけ申し上げます。公選法第223条第1項第1号、候補者となろうとすることをやめさせる目的で、候補者となろうとする者に対し、221条第1項第1号の公私の職務の供与、その供与の申し込み、もしくは約束をしたときは4年以下の懲役、もしくは禁錮、または100万円以下の罰金となっております。これが最後の質問でありますけれども、事態の推移によっては、市長、議長、さらには副議長の進退にも及びかねない要素をはらむ問題でもありますので、慎重を私自身も期さなければいけません。そういう意味で、再度、松野市

長から真実の答弁をお聞きをしておきたいと思います。これは再々質問で、最後であります。以上です。

議長（吉本幸一君） はい、松野市長。

市長（松野幸信君） 約束はしてありません。

議長（吉本幸一君） 続きまして、15番 棚瀬悦宏君の発言を許します。

15番（棚瀬悦宏君） 15番 棚瀬悦宏でございます。

通告の事項は2点でございますが、各3点ほど、そのことについてお尋ねを申し上げたいと思います。

一つは、JR穂積駅の周辺の対策についてでございますが、この問題は瑞穂市の定例議会の第1回で、西岡議員がJR穂積駅が西へ行くんじゃないかということをお質問されたということで、市長は、そんな話はしていないんだと、こういうことであつたと思うんですね。そういうことであるということで、きょうも西岡議員が非常に、市長に対する、胸像の問題、行政姿勢、いろんなことを問われておるんですが、リーダーシップを問われたときに言うか言わんかという議論ばかりで、もう少し前向きな、瑞穂市の将来について議論をお願いしたいなあと。こういうことで市が二分するというようなことでは大変だと思うんです。西岡議員とは長年、初めに私と第1回と一緒に議会に出させていただいたという記憶もありますし、また松野友町長の問題もありますが、その問題も、やはり歴史的、文化的にも私の心にすべて、40年行政をやっていただいた氏に対して、教育上非常にまずいことがあるなあと、子供の教育にも悪いなあとという意味も私は心に思っておるわけでございます。そういうことで、JRの穂積駅がこうして第1回の瑞穂市の議会で市長が公表された、改めてそんな移転はしないんだ、もしあるなら新たに新駅をつくるんだということ、まずもって表明をきょうはお願いしたいと思います。

それから、この問題を出した後に、中日新聞の報道が、13日、明くる日に出まして、犀川大橋の供用開始の問題を報道されまして、穂積駅の混雑に拍車というような新聞報道をされまして、安八郡方面から流入増が予想されて新駅構想が浮上と、こういうことも書いておりました、非常に近くの住民の方の中では混乱をしておるんですね、この話が。はっきりきょうは表明させていただいて、やはり新駅は後々の問題であつて、移転はしないけれども、新駅については旧巢南もありますし、牛牧地区方面もありますので、そういうことは問わないんですけれども、やはり今の穂積駅は移転しないということ、まずもって条件をとということで、私はこの問題について御質問を申し上げたいと思います。

9月12日に、主要地方道北方・多度線の犀川大橋が開通しました。安八、墨俣町の方面からも利用がふえてくるということは先ほど申し上げましたとおりでございますが、そういう穂積駅であるということで、現在の乗降客が1万数千人と私は書きましたけれども、もう2万人に近いと言われておるわけでございます。これ以上乗降客が増加すれば、駅がこのままであつた

なら、瑞穂市として穂積駅周辺をどう整備していかなければならないかということで、3点ほど申し上げたいと思います。

その一つとして、近くでございますが、別府集会所で元駅南公民館でございますが、それを今度、駅西会館の方へかわりましたんでその跡地があるわけでございますが、その跡地を何とか整備されるように、将来どうかと思うんですが、お伺いしたいと思います。

二つ目は、駅北の只越、それから糸貫川の河川敷があるわけでございますが、そのほか生津地区もあるんですが、そういう方面が広いんです。駅だけに集中しなくて、北方も道が突っ込んでこなきゃいかんなんていう道路が必要だし、生津地区にも大きな停留所があってもいいんじゃないかなと思うわけでございますが、私の意見でございますが、そういう考え方も一面あるんじゃないかなと思いますんで、その辺の整備はどうだろうかと、こう思います。

三つ目は、駅が汽車堤防になっておりますんで、これを一部分でもいいですから、多少泥を取ってでもいいので、高架線ができる、お金がかかる、こんな話は将来像ができないかもわかりませんが、そういう考え方もあるよということでお尋ねしたいと思います。

それからもう1点でございますが、デフレによる問題点について、ちょっと角度を変えまして御質問を申し上げたいと思います。

今、政府でもいろいろ問題がありますが、世情の問題というんで、経済政策というのは大変な問題だと思うんです。もうこれが必死に、我々の市、また身近にみんなの家計まで響いてきた状況であると思うんです。特に、この経済の低迷によりまして非常にデフレが深刻化されてきたということで、1995年以降ずっと物価がマイナスを続けておるんですね。そのころから約10%の物価が下がっているということでございますし、先ほどこの議会におきましても、公務員の給料が下がる、賃金が下がる、そういうことで特に悪循環という、スパイラル的というんですけれども、悪循環な物価の下落がなるということでございます。物価が下がる最大の原因は、人が余って、店舗でもそうですけれども空き店舗ができたり、また稼働しない機械設備があるということで、デフレの一番の原因と言われておるわけでございます。

そこでお尋ねしたいと思うんですが、一番深刻だと言われておるのは、御存じのように失業者が多いということで、特に若い方の失業者が多いわけでございます。お年寄りも多いんですけれども、特に社会情勢の中に、引きこもり、閉じこもり、いろんな現象が起こって、皆さんからきょうも安心・安全な市にしようという話がたくさん出てくるわけでございますが、特に市として雇用の問題、失業について、国と県とかいろんな立場の連携があると思うんです。その連携をどう対処されるのかなあとと思うんで、失業対策か何かあるのかなあと、ひとつその辺のところをお尋ねしたい。

それから二つ目は、商売をやっておりますと、皆さん御存じのように、柳ヶ瀬でもどこでもそうですけれども、この瑞穂市だけじゃない、空き店舗が非常に多いという状況なんです。そ

こまで経済の情勢が変わってきた。そういうのを何とか、よその地域では空き店舗を利用して何かやろうとか、お年寄りの何かやろうとか、そういうものを何か考えられたかどうか。その辺のところもひとつ、難しいんですが、お尋ねしたいと思います。

それから三つ目でございますが、私の自治会ですね、今は。自治会の中でいつも集まると、コミプラといって下水ができたんです。下水ができたらつながらないんだぞと。もう公共枡につけないんだよ。おまえがやったからね。私がやったんじゃない、皆さんが賛成したんですよ。皆さんが賛成してできたんですよという、私は地区におると、あんたがやった。あんなものはひいきしてないよと、こういう話なんだ。要は経済情勢が悪いから、お金を出してまで公共枡につながらないよと。それで、そんな状況だから、こんなコミプラが今ごろできるでんやとか言って、そういう経済情勢になっているということを言われるんです。我々は本当に立派な、こういうものを市から、町からもずうっとやってでかしていただいて、後からそんな問題が出ると本当に心が痛むわ。そういうことで、ひとつ、どういう状況で住民の皆さん方に話して、つないでいただけるか、またその進捗は今はどうなっているんだろう、そういうことをお尋ね申し上げたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いします。

議長（吉本幸一君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 柵瀬議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

まず穂積駅の問題でございますけれども、はっきりと申し上げておきます。移転はしません。

ただ、瑞穂市として考えてみた場合に、大きく状況が変わりつつあります。犀川大橋の件は御存じのように、これで穂積駅へのアクセスというものは急速によくなりましたので、安八郡からの駅利用者がふえるというふうに見ております。

それからまた、これは少し先の話になると思いますけれども、御存じのように名鉄の揖斐線、西黒野まで入っております。これがまず廃線間違いないと思います。さらに、きょういろいろと御質問がございました樽見鉄道の動静もあるわけでございます。そうしますと、北部地区の公共交通機関というのはレールがなくなるということであれば、結局、バス、あるいは車に依存せざるを得ないという状況になれば、どことつなぐかという絵で考えてみますと、やはり一番便利なのは穂積駅だということになります。しかし、残念ながら、現在の穂積駅ではそれだけの乗降客をさばく能力というものから考えてみた場合には、限界に来ておると考えざるを得ないと思います。

現実の問題としまして、大野町にございますナショナルの工場が愛知県の稲沢市にあった工場を統合して、あちらを規模拡大して稲沢の工場を閉鎖しておりますね。これは稲沢だったか、ちょっと私場所を忘れた。そうしました場合に、従業員がこちらへ全部移転しました関係で、通勤の関係があって、大野町の工場とJRとをつなぐシャトルバスで計画をしたわけでござい

ます。当初計画は、穂積駅とシャトルバスの考え方でございました。ところが、穂積駅にシャトルバスを受け入れるだけの態勢がないということで、現実には西岐阜駅とシャトルバスで動いております。そういうことを考えていきますと、そういういろんな状況がありながらも、結局その能力の限界ということが壁で、瑞穂市での交流人口というか、流入人口というものに制約を受けるといような状況が既に出つつあります。

それからもう1点、合併する以前に、旧巢南町地区で横屋にJRの駅をつくりたいという一つのお考えがございまして、それは要するに新市計画の中におきましても検討事項として残っております。

それからもう1点申し上げますと、穂積駅と大垣駅との間は距離が8キロでございますが、要するに穂積駅と岐阜駅との間に西岐阜駅ができました状況から見ますと、この中間点にもう一駅あってもいいんじゃないかということも形の上では言えるかと、こんなふうにも思います。そんなことを考えていきますと、瑞穂市として考える場合に、現在の穂積駅でそれだけの利用客を受け入れるだけの能力アップをすることができるかどうか。あるいは、できないのならば、もう一つ駅をつくったらどうだろうかというような問題での議論というものが必要になってくるであろうと、このように考えております。それでまず、どうしてもやはり一番先に考えなければいけないのは、今の駅を使って能力アップをできる可能性というものを最初に追求しなければいけないと、このように考えます。

それで、今御指摘の駅南公民館は私どもとしては、もうこれで西会館ができ上がりましたので、近いうちに取り壊しをしたいというふうに考えております。あそこ第2の駐輪場との間にも町有地がございまして、あのあたりを利用した形での送迎バスとかそういうものの転回場、あるいは待避場というような形での利用で機能アップができないだろうかということも一つの検討課題かと、このようにも考えております。

駅北の拡幅の問題につきましても、これは非常に実は難しいんでございまして、要するに現実の問題としては、用地につきまして御協力を得ていくというのが非常に難しいんじゃないかなと思いますけれども、御理解がいただければ、駅前での寄りつきがしやすいようにということも考えていかなければいけないと思いますけれども、これは地権者の皆さんとの関連もいろいろございましてなかなか難しい、理想的な絵はかけますけれども、実現となるとなかなか難しいかなあと、こんなふうにも思います。

それから駅の高架化の問題につきましても、正直なことを申し上げまして、これについては瑞穂市の財政力ではまずついていけないだろうと、残念ですけれども、そんなふうに感じます。

そんなところをまず検討して、どのあたりまでなら、今の穂積駅の能力を上げることによって対応できるかということをお早急に検討してみたいと、こんなふうに思います。

とりあえず、交通弱者のためのバリアフリー化というような問題で、来年度あたりには、で

できればホームまでエレベーターだけはつけたいなど、そんなことを穂積駅については考えております。またいろんな点で御指導をいただければありがたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それから、今の経済状況のお話でございますけれども、現実の問題として、この問題はよそごとじゃなくて、私どもの日常生活の中にも大きく影響してきておりますし、また現実、瑞穂市の中にもいろんな影響が出ております。現実には市そのもので申し上げましても、住民税、あるいは固定資産税の税収というものは、やはり非常に大きな形で落ち込んできております。これなんかも大きな影響の一つだろうというふうに思います。

だけど、現実の問題として考えてみますと、単純に考えますと需給バランスということで、生産と需要のバランスがとれてないから景気が悪いんだと、そして生産過剰だからデフレだというのが今まで私どもが教えられてきた一つの経済論理でございますけれども、現在のこういう国際化時代になりますと、その論理は通用しなくなってきていると思います。要するに国際間の生産コストの価格差というものがもろにきいてきておるということでございまして、日本国内での生産設備の廃棄というのはかなり進んでおるわけなんですけれども、物は依然として余る。値段は安い。それは何かといいますと、日本が生産を落としましても、世界での生産は落ちていない。それもはるかに低コストで生産されているという実態があるわけでございますので、もう今では需給バランスの問題じゃなくて、要するに国際的に通用する価格で生産できるかどうかというのがポイントになってきちゃっているというふうに考えざるを得ないと思いますので、従来のような形での経済システムでは日本の国はもう既に動かなくなっているんじゃないかと考えざるを得ないと、このように思います。

それで、空き店舗の点についての御指摘でございますけれども、これはまた一つの違った面で空き店舗の問題が出てきているんだと思います。どういうことかといいますと、やはり消費者というか、お客様の利便性というものを考えたときに、どこを選択するかということで、顧客の動きが非常に大きく変化しているということが空き店舗を誘発しているということだと思います。要するに、売り上げは変わっていないんだけど、買う場所が変わったということがこういう現象になっていると思うわけでございます。

現実の問題として、名古屋のデパートの例を見ても、新聞なんかを見ておりますと、名古屋駅のそばのデパートはにこにこで、旧名古屋の中心でありました栄地域のデパートは非常に苦戦しておると。そういうのも完全に人の流れが変わったということだろうと思います。

そういうような一連の現象の中での空き店舗問題だと思いますので、これに対する対策としては、もう一度商店として復活させるということは非常に難しい、厳しい問題があると思います。ですから逆に言うと、レールという非常に便利な交通手段を持っておりますのでそれを一つの武器にして、あの利便性を生かした形で何か、物の物販じゃなくて、何かほかの形で利用

することを工夫できないだろうかということの研究してみる必要があるんじゃないかと、こんなふうに思います。例えば、物販以外のものだとカルチャーというような問題も出てくるわけですが、カルチャー、文化とか、そういうようなところで生かす方法がないだろうか。また、福祉という面も考えられるかもしれません。要するに生活するには非常に便利な場所でございますので、そういうような形で、結局、空き店舗というものを物販から離れて見直してみたらどうだろうか、こんなふうにも思います。

それからコミプラの接続状況についての御指摘でございますが、まだいずれにいたしましても供用開始しましてから6ヵ月しかたっておりませんので、普及率が低いのは当然でございます。むしろこれから1年か2年ぐらいでどれぐらい進展するかということがポイントになるんじゃないかと、こんなふうに思います。それで、非常に厳しい現実が来る可能性を帯びておると思いますが、端的なことを申し上げまして、次の工区はどこかということについていつも御質問の中で受けておまして、そういう地域の皆さんにはまことに申しわけない物の言い方かもしれませんが、この普及率がある程度までの数字に到達するまでは次の工区に手を出すことはできないだろうというふうに認識しております。要するに理想と現実との食い違い、下水を通すのは非常に理想としてすばらしい、それじゃあ利用はどうかということになると、利用が一向に普及しないということであれば、その投資は、今全国でも問題になっております高速道路と同じような話になるんじゃないかなあと、こんなふうに思いますので、まずコミプラの利用率を上げることに全力を挙げるというふうに、コミプラについては考えていきたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（吉本幸一君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 市長が大体答弁されましたので、私は実数をもって説明させていただきたいと思います。

美しい水環境と快適な生活ができるよう、平成13年度より生活排水処理事業として実施し、平成15年4月に全体面積96.4ヘクタールのうち57.2ヘクタールで一部供用開始いたしました。接続申請件数は、4月12件、5月9件、6月16件、7月7件、8月3件、9月8件で、合わせて55件で、そのうち接続件数は42件で、残り13件が工事実施中であります。施設の1日当たりの処理能力は2,868立方メートルであり、9月の1日当たりの流入量は最大143.8トン、最低90.2トン、平均流入量は119立方メートルであり、4.1%の処理率であります。全国決算統計調査による供用開始当初年度水洗化率で平成10年度が39.9%、平成13年度では39%と、全国的に見ても約1%の接続率の減であります。議員御指摘のとおり、不況、リストラ等、経済問題が宅内改造工事実施について大きく考えられると思いますが、くみ取り便所から水洗便所への改造、し尿浄化槽を廃止し、排水設備工事を早期に施工された人に対する市の助成制度及び金融機関に対する融資あっせん制度等の助成制度をホームページ、広報等でPRし、

接続件数の増加に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

議長（吉本幸一君） 棚瀬議員、よろしいか。

15番（棚瀬悦宏君） 時間が来ましたんで、少しでも早い方がいいかと思っておりますので、これでありありがとうございました。いろいろとまた、穂積駅の支援対策の民意ということで、一遍そういうことで協議ができる場があるといいなと思っておりますので、要望としてお伝えしておきます。よろしくをお願いします。

議長（吉本幸一君） では、以上で本日の日程は全部終了いたしました。

散会の宣告

議長（吉本幸一君） 本日はこれにて散会いたします。大変御苦労さんでした。

散会 午後3時45分